

## ズヴィカーアの使徒たち<sup>1)</sup>

——『大学アーカイブズの世界』を読もう——

阿 部 安 成

### 不思議な世界

「アーカイブズ。その世界の存在は、わが国では未だ世に広く知られていない」——というこの一文は、まるで新刊ミステリーに巻かれた帯にみえるコピーのようだ。新作映画のフライヤに記されていてもおかしくない。「わが国」とはどこだろう？、それはどんな帝国なのか？、統治する皇帝の人物像は？、アーカイブズとは秘教信徒集団か？——といったはみたものの、やっぱり歴史屋わたしとしても、アーカイブズくらいは知っておいてほしい。『広辞苑』（第 6 版）にだって載っている（「アーカイブ」だけど）。さきに引用した一文には最初に、「大学」の 2 文字がついていた。つづく文章は、「大学内においても同様である。そのみならず、わが国に「大学アーカイブズの世界」があるかどうかすら疑わしい」とまでいっていた。

引用した文章は、『大学アーカイブズの世界』と題された本（以下、本書、とする）の序章の「1. 「大学アーカイブズの世界」の形成」冒頭にあった。著者は「日本古代・中世史」を専攻していた「歴史研究者（の卵）」（「あとがき」）だったというのだから、序章第 1 節の題目にはかなりの思い入れを籠めてつけたことだろう。「歴史研究者出身の「ベイビー・アーキビスト」である「筆者〔本稿にいう著者——引用者による。以下同〕が「大学アーカイブズの世界」に身を置くようになってから、折に触れて執筆してきた大学アーカイブズに関する論文をまとめたもの」がこの本だという。「あるかどうかすら疑わしい」といいきったその世界に身をおくといわれると、それはまるで魑魅か魍魎かとみえてしまうというものだ。

まだ世にひろく知られていない「大学アーカイブズの世界」とはなんだろうか？。「中世的

---

<sup>1)</sup> 本稿は 2015 年度科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)「20 世紀前期の帝国日本における教養の知と技をめぐる実学リテラシー研究」（課題番号 15K02864）、2015 年度滋賀大学経済学部学術後援基金「歴史資料の保存と公開と活用の実践論」の研究成果の 1 つである。

世界」であれば、その時代を研究の専門領域にしていなくてもなんとなくわかる気になる。わずか 11 ページしかない本書序章には、「大学アーカイブズ」にかかわって、「大学アーカイブズの世界」のほかに、「大学アーカイブズという組織」「アーカイブズ学」「大学アーカイブズ研究」「大学アーカイブズの理念」「国立大学アーカイブズの実務」「大学アーカイブズの状況」といった語句がみえる。これらはそれぞれに意味するところが違うのか、どれもおなじことがらを指しているのか？。本書第Ⅱ部第 4 章には「大学アーカイブズ界」の語もみえる（89 ページ）。これまた論述に必要な新出術語なのか、ただの脱字なのか？。既発表論文を「まとめ」で大学出版会から発行される学術書なら、もっときちんと用語を整理した方がよい。

序章はつぎの文章で終わる——「日本社会に「大学アーカイブズの世界」が構築されるのは、まだまだこれからのことである。より多くの大学に大学アーカイブズが設立され、その活動が充実することを願ってやまない。本書がそのための一助となれば、望外の幸せである。「わが国」とは「日本」だった。そこにある社会に「構築されるのは、まだまだこれからのことである」というにすぎない「世界」が「大学アーカイブズの世界」だといっているのである。いったいあるのかないのか、あったとしてもひろく知られず、やはりあるかどうか疑わしい、そうした摩訶不思議な「大学アーカイブズの世界」なるものを書名とした本が、2013 年に大阪大学出版会から刊行された。

## 7/86

本書序章を構成する 3 つの節は、順に「1. 「大学アーカイブズの世界」の形成」「2. 本書の構成と内容」「3. 世界と日本の「大学アーカイブズの世界」と題されている。

くりかえせば、ひろく知られもせず、あるかどうか不確かな「大学アーカイブズの世界」ではあるが、しかし、「大学に大学アーカイブズという組織は必要不可欠である」と著者は断言する。著者が示すところでは、いわゆる、情報公開法の施行、国立大学法人化、公文書管理法の施行によって、2000 年代に「国立大学アーカイブズはダイレクトにその影響を受け、大きく変化し」、法令施行によって「大学アーカイブズは「国立公文書館等」として

内閣総理大臣の指定を受けなければならなくな」り、その指定をうけた施設がある国立大学法人は、総数 86 のうちわずか 7 大学だけだという<sup>2)</sup>。必要不可欠だという組織がない 79 の大学は、これは大学ではないのか？。

わたしにはこの序章の話のすすめ方がよくわからなかった。知られていない臍げな世界があるといい、ついで、しかしその世界の核となる組織は不可欠だというが、それは 7/86 ほどしか「わが国」にはなく、その世界はこれから構築されるのだ、という当人がその世界に身をおくというのだから、不可思議のかぎりなのだ。その 7 大学が、東北大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学だと知れば奇異な感じがいや増すというものだ。

著者はまた序章第 3 節で、「北欧のアーカイブズについて紹介」した先行する稿を参照し、「フィンランドでは「アーカイブズのない大学、設置できない大学は近い将来、消滅することになる。」との指摘を「衝撃的ですからある」と驚きをもってうけとめたという。だがその稿を読めば、フィンランドのアーカイブズをめぐる歴史、環境、制度、そして国立大学の数、その「整理統合」の予定、そこでもとめられる「改革」の 1 つとなる「アーカイブズおよびレコードマネジメント部門の設置維持」が示されていて、それらをめぐる「わが国」との違いを知れば、さほどの「衝撃」を感じずに済むはずなのだ。それこそお国が

---

<sup>2)</sup> 本書序章にいう「国立大学アーカイブズ」と「大学アーカイブズ」の違いが不分明である。本書第 II 部の第 5 章～第 8 章の章題にも「国立大学アーカイブズ」の語がみえるなかで、第 7 章第 1 節に初めて「本章でいうところの国立大学アーカイブズについて定義しておきたい」と記されると、ここにいう「国立大学アーカイブズ」は第 5 章、第 6 章、第 8 章にいうそれと違うのかわたしは迷ってしまう。いくら「各章は論文としてはそれぞれ単独で完結したものである。そのため、一書として読むと重複した部分が多いが、あえて整理することは行わず、原則として初出論文のままとした」（序章第 2 節）とのことわりがあるとはいえ（ここでのわたしの指摘箇所は「重複」の反対で適用範囲が不明なのだが）一書にまとめるには杜撰にすぎるとおもう。本書の趣意ではすべて「大学アーカイブズ」（以下わたしの表記では Da と略記する）でよいはずではないか。くわえてさきの第 7 章第 1 節の「定義」のところに注がつけられ、後注で「本来ならばアーカイブズとは何か、大学アーカイブズとは何か、国立大学アーカイブズとは何かについて考察する必要があるが、その作業を省いているということである」と記されている。本書序章第 1 節に「大学アーカイブズとは何か〔中略〕といった問題関心から、本書は執筆された」と記されていたが、ここにいう「何か」という問いは「問題関心」にあっただけで「考察」はしなかったということなのか。これでは羊頭狗肉にすぎるとおもう。いったい本書はなにを論じ、なにを明らかにしたのだろうか。

らが違うというだけのこと。諸事情を知ったうえで「衝撃」だといったとしても、海外とはいえアジアとアフリカをのぞいたそこで（欧米！）のようすに、ただ驚きありがたいことはもういい加減やめにしよう<sup>3)</sup>。

## テーマ

わたしにはうまくはかりかねる著者の姿勢は、それを気負いゆえと承知すればよいのか、あるいは、なにかしらの気後れなのか、なにかに気圧されているのか、よくわからないところがある。くりかえせば、「大学に大学アーカイブズという組織は必要不可欠である」といっておきながらそのすぐあとに、「大学アーカイブズとは何か、なぜ必要なのか、どのようにすれば設立できるのかといった問題関心から本書は執筆された。なかでも、大学アーカイブズの設立が最も大きなテーマである」といわれると、ますます著者の姿勢がわからなくなる。あるものが必要不可欠だとまず唱えたうえで、それがなにであり、それがなぜ必要であり、どうすればそれを設けられるのかを説こうということだ。まるで異教の国から教えをひろめにきた使徒の口吻のようだ。国立大学法人の7/86から議論をたて、しかもわずか7のうちの2つにかかわったところから——すでにDaをもつ大学に所属し、「大学アーカイブズの世界」に身をおくものがさきのテーマのもとに著作をまとめたとなると（しかもさきにみたとおりの願望が序章末尾に記されているのだから）、本書は「大学アーカイブズの世界」を構築してゆくための布教書なのだろうか。

ともかく本書序章をていねいに読もう。

## アーカイヴズとは？

本書第Ⅲ部第10章の後注5に、「archives のカタカナ表記は、アーカイブズ、アーカイヴズ、アーカイブス、アーカイヴス、アーカイブ、アーカイヴなど、色々な表記が当てら

---

<sup>3)</sup> 序章第3節についてはこれ以上ふれる必要はないので、もう本稿でとりあげることはしない。

れてきたが、本稿ではアーカイブズと表記する」とのことわりがある<sup>4)</sup>。既発表論文を一書にまとめるのであれば、この注は序章におき、なおかつ「本書では」とすべきだった。また、ギョエテやベエトオベンをどうするかはともかくも、「アーカイブス、アーカイヴス」は中学校で習う英語においても不可だろうし (books はブックズではないはず)、「archives」が英語であれば「アーカイブ、アーカイヴ」もあり得ないはず (複数なのだから)。(という指摘くらいしても罰<sup>ばち</sup>はあたらないだろう。さきの後注 5 には「archives の日本語表記についてご意見をお持ちの方には是非ご教示いただきたい」とあるが、とくにわたしに「ご意見」はなく「ご教示」というほどのことでもない。ごくあたりまえのことだ)。京都大学学術出版会 (なお同会は「出版社」か???) が発行した図書にも、『日本の大学アーカイヴズ』(本書 11、37、38、159 ページなど) と『日本のアーカイブズ』(同前 35、44、162 ページ) とがあるようでなんとも厄介だ。わたしのこの稿では、引用部分をのぞけば、アーカイヴズと表記する。

では、アーカイヴズとはなにか、それを本書が先行研究の成果から引用したところをそのまま孫引きしよう——「人間が活動する過程で作成した膨大な記録のうち、現用価値を失った後も将来にわたって保存する歴史的文化的価値がある記録史料をアーカイブズという。また、それを行政・経営・学術・文化の参考資料、諸権利の裏づけのために、保存する文書館等の保存利用施設もアーカイブズといい、記録史料を収集、整理、保存、公開する文書館の機能もアーカイブズという」——ここでは、アーカイヴズとは、(1)「記録史料」、(2)その「保存利用施設」、(3)その「機能」を指す術語として用いられている。そのうち本書での用法は(2)に限定されている。またさきにみた本書第Ⅲ部第 10 章の後注 5 で本書著者は、「ちなみに筆者は、アーカイブズの訳語として、歴史学を連想させる「史料」を用いることには反対する」とのことわりも述べている (ただし注では先行研究が記され、これが本書著者の独創ではないと明示されている)<sup>5)</sup>。ここにはアーカイヴズ関係者にしばしばみ

---

<sup>4)</sup> 本書には「アーカイブズ」の表記が 2 か所にもみえる (68、186 ページ)。誤字だろうが。

<sup>5)</sup> なお、「記録管理学では、「文書」と「記録」は厳密に使い分けられる言葉である」、また「記録管理学会がいうような「文書」と「記録」の区分は、日本では一般的ではない」ともいう用語の弁別があるとのこと (76 ページ)。後者にいう「一般的ではない」とは「アー

える、歴史学への毛嫌いがあらわれている、と歴史屋のわたしは感じてしまう。

### 自明なのか？

さて、本書は「文書館等の保存利用施設としてアーカイブズ」をとりあげ、その組織が大学には必要不可欠だというのだが、それはすでにだれもが納得し、賛同し、了解が済んでいることがらなのだろうか。また、その施設で保存利用する対象に認められる「将来にわたって保存する歴史的文化的価値」とは、アーカイブズを運営するものたち、そこに勤務するものたち、そこを利用する（可能性のある）ものたちのすべてに共有されているのだろうか。とりわけ、そこにいう「価値」を、である。ここでもう示しておく、アーカイブズなところで保存するものをめぐる「価値」について、本書ではまったく議論されていないのだ。

のちの章をみても、また、本書第Ⅱ部第3章で広島大学文書館をとりあげて「大学文書館の設立」について記すにあたって、いわゆる情報公開法とのかかわりで「学術的価値の高い文書を保存する」「歴史的、学術的に貴重な文書の取扱い」との言辭が記されるが、その「価値」「貴重」にふれたり、かかわったりする論どころか話はまったくない。

これは「大学」の2文字がつこうがつくまいが、「アーカイブズの世界」では常識で、そこに身をおかないものには知り得ないことなのか、歴史や文化や学術にいくらかでもかかわるものならば当然知っておくべきことなのか、わたしにはよくわからなかった。なんであれ、この「価値」をめぐって本書で論じる必要はなかったのだろうか。

もう1つ（ないし2つ）ここにあげてしまうと、本書にいう「大学アーカイブズの世界」の重要な原理となるはずの「アカウントビリティとアイデンティティ」、これ（ら）をめぐってもまた本書に論がないのである。——熱い血潮にふれもせず道を説く、とうたった一首をおもいだしてしまった。

---

「アーカイブズを巡る状況」においてはという趣意なのだろう。世間では、社会一般には、ということではない。市井では両者の語の違いを熱心に議論することはまずないとおもう。ほかに「文書」や「史料」でなく「資料」という用語を用いている事例も紹介されている（147ページ以降）。とかくこの「世界」は言葉使いに厳しいようだ。

## 構成と内容

では、本書にはなにが記されているのか、それを序章第2節にみよう。

3部構成の第Ⅰ部（「大学アーカイブズの理念と課題」）は、「大学アーカイブズの理念論」となるが、その「新しい理念を提示するよりも、今後の課題を示すものとなった」とのこと。

「本書の大部分を占め」、「国立大学において大学アーカイブズを設立・運営するにはどうすればいいかという問題意識が通底している」第Ⅱ部（「大学アーカイブズの設置と法制」）<sup>6)</sup>では、「年史編纂完了前に年史編纂室が文書館へ移行した」との「大きな特色」がある「広島大学文書館の目的規定や移管規定の問題点について指摘」（第3章）し、「大学アーカイブズを設置するためにはには大学アーカイブズの理念こそが重要であることを確認」（第4章）し、「今後大学アーカイブズを設置するに当たっては、まずは学内刊行物を意図的・体系的に収集することが重要であると論じた。それに加え、かつての大学史編纂資料を再整理し、重要な法人文書の廃棄を停止する手立てをとることを提言」（第5章）し、「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定について考察」（第6章）し、「アーカイブズの目的・業務規定は、アーカイブズの理念に基づいて設定しなければならない。アーカイブズにおいては、所蔵資料の「活用」より「公開」が重要である」（第7章）とうったえ、「公文書管理法公布（2009年）を受けて、公文書管理法の問題点と国立大学法人とその設置するアーカイブズに及ぼす影響について考察」（第8章）し、「公文書管理法施行（2011年）後、国立大学法人がどのように対応しどのような課題があるかについて」（第9章）とりあげた、という。

この第Ⅱ部が核となる本書は、79/86にむけて示された「大学アーカイブズの設立・運営」についての実用指南書となるのだろう。

第Ⅲ部（「大学アーカイブズの活用」）は、「利用者の立場から（大学）アーカイブズについて論じたもの」で、「アーカイブズは歴史研究者のみのものではなく、広く市民に開かれ

---

<sup>6)</sup> 本書目次と第Ⅱ部扉には「大学アーカイブズの設立と法制」とある。

たものであり、また、そうあるべきと論じた。一般利用者の立場からアーカイブズを積極的に利用することを推奨したものである」第10章と、「国立大学が建学の精神を「発見」していくうえでは、大学史編纂が大きな役割を果たしたこと、そしてそれは大学のアイデンティティ形成に大きく関与しており、今後は大学のアイデンティティ形成の場として大学アーカイブズが必要であることを論じた」第11章からなる。

## 2つの鍵

さきにみたとおり、「大学アーカイブズを設置するためにはには大学アーカイブズの理念こそが重要」（第4章）であり、第I部に「大学アーカイブズの理念論にかかわる2本の論文を収録した」というのだから、その「理念」を確認しよう。

くりかえせば、著者自身が「大学アーカイブズの新しい理念を提示するよりも」と記したとおり、第1章では先行研究の引用としてしかその「理念」は示されていない。ともかく、第1章「大学アーカイブズの理念的な研究」の話をたどろう<sup>7)</sup>。

ここでは、まずDaの設立がかえりみられ、「1960年代以降、大学アーカイブズは大学沿革史編纂後の資料保存を主たる要因として設立されてきた」という。つづけてすぐに先行研究を参照して、そこで示されたDa設立の「3つの要因」が引用される。それは、(1)「大学設立を記念した年史編纂を契機とし、収集した史資料の保存」、(2)「大学あるいは学園の創設者等を顕彰することを目的とし、このばあい「大学・学園のアイデンティティが強く意識されることになる」、(3)「情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合」という。本書著者はこの(3)を「大学のアカウントビリティを果たす役割」ととらえ、今後Daは(2)(3)の「要因を中心に設立されていく」との先行研究の指摘にしたがって、「今後の大学アーカイブズにとって鍵となるのは、アイデンティティとアカウントビリティである」とまとめている。

創設者（など）の顕彰ができる大学とそうでない大学があり、他方で、大学沿革史はど

---

<sup>7)</sup> なお第1章の章題にいう「大学アーカイブズの理念的な研究」と「大学アーカイブズの理念論」とは厳密に言えば異なるはず。「的」を「の」の意味だということであればそれもよいが。



の大学でもそれをあらかず意欲さえあればできるかもしれないから、さきの(2)よりも(1)が優先されたり、(2)は(1)にふくまれたりするはずだろうから(2)(3)に優位性があるとわたしはおもえないのだが<sup>8)</sup>、それはおくとして、序章第 2 節でもふれられていたとおり、ここに Da の鍵がアイデンティティ（以下 id とする）とアカウントビリティ（以下 ac とする）だと、先行する研究が提示するところとして重ね書きされたのである。ここで参照された先行研究の初出は、2007 年のことだった。本書第Ⅱ部第 4 章でも、先行する研究による「大学自身のアカウントビリティ、アイデンティティの“場”となる全学的な組織」との Da についての指摘が引用されている。この研究の初出は 2004 年のこと。

本書著者が記した「今後の大学アーカイブズにとって鍵となるのは、アイデンティティとアカウントビリティである」との言辞は、本書刊行のおよそ 10 年もまえにすでに指摘済みであり、著者の独創ではなく、また、ここにいう id も ac も本書で論じられはしなかったのである。ほんのちょっとだけあった記述をとりだすと、本書第Ⅱ部第 3 章で、広島大学文書館設立をめぐる話のなかで、id は「個性化」、ac は「説明責任」だとそれぞれの語を「＝」でつないで記されている（85-86 ページ）。「この 2 つがアーカイブズのキーワードである。これなくして広島大学文書館設立はあり得なかった」というのだが、ここにも id と ac についての論はなかった。これら 2 つの語は、とりわけ id はそれほど意味の共有が自明なのだろうか。

### 自己点検、自己評価

「大学アーカイブズの理念的な研究」と題された第 1 章ではあるが、なかなかその「理念」の語が登場しない。それもそのはずで、第 1 章の初出稿原題は『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」だったのだから。なぜ「自己点検・評価」なのか。本書著者によると、Da とその「要因」の歴史をたどると、1960 年代以降に「年史編纂」「創設者等

---

<sup>8)</sup> 本書第Ⅲ部第 11 章で著者は「私立大学の場合だと、多くは特定の創設者がおり、彼らによって〔「彼ら」に女が入っているか?〕、大学建学の精神・理念が語られている〔中略〕一方、政府によってつくられた国立大学の場合、特定の創設者がいるわけではなく、したがって私立大学のように創設者によって建学の理念が語られることはない」と記している（254 ページ）。

の顕彰」があり、2000年代以降に ac があり、そのあいだの 1990年代に Da と「自己点検・評価」とを結びつける言説が登場した」からなのだという。だが、本書著者が先行研究を参照したところでは、その「言説は、実際には何ら機能」せず、理由は「自己点検・評価」の主たる対象である「教育研究」に大学アーカイブズが対応できなかったためである」という。著者は、「これまでの日本の大学アーカイブズが、大学の自己点検・評価に貢献したという事実は存在しないと思われる」と推断している（推測なのか断定なのか曖昧なので）。「実現されたことのない（実証されたことのない）“夢”に過ぎなかった」というので、第1章第2節の題目は「自己点検・評価」という名の“夢”となっている。

さて、さきにみた、機能しなかったという「言説」をもうすこし示すと、それは、大学沿革史編纂も大学の「自己点検・評価」の1つであり、それを実施するために Da が必要だ、との内容のようだ。これが「大学沿革史編纂後に大学アーカイブズ設置を目指す沿革史編纂関係者らに幅広く受け入れられていった」ともいう。だが、すでにみたとおり本書著者はそうした「事実」はないと推し量ったのである。あるいは、その「言説が文書館設置に当たって説得力を持つこともなかった」とのこと。

なぜか——著者が先行研究を参照して記すところ（これまた著者の創見ではなかった）をまとめなおすと、その理由は、(1)たいてい大学沿革史は数年ごとにしか編集刊行されないため、「沿革史編纂による自己点検・評価活動が緊急の社会的要請に応じられる作業ではない」ということ、(2)「自己点検・評価」に必要な「現用文書」は Da にではなく原局にあるから<sup>9)</sup>、(3)「自己点検・評価の主たる対象は、「管理運営」でなく「教育研究」である」にもかかわらず、「これまで日本の大学アーカイブズは教育研究に直接関係する資料を体系的に集積してこなかった（できなかった）」から。

本書著者は、Da は大学の「点検・評価と無関係でよいと主張するものではない。大学アーカイブズは、中・長期的なスパンでの点検・評価に堪えうる資料収集に努めなければならない。その中には自己点検・評価の主たる対象である「教育研究」の実態を示す資料が

---

<sup>9)</sup> 本書著者はこの理由の(1)(2)をいっしょにしたうえで(2)を強調するが、両者は分けるべきだとわたしは考えた。なぜなら単純に両者は異なることがらだから。

含まれる必要がある」と記した。

## 理念

Da が大学の「教育研究」に関する資料や情報を集積すべきである」と主張すると、それはただちに「どのような資料を収集するかという問題」につながり、それはまた「アーカイブズにとっての存在意義とかかわる理念の問題でもある」と、ここにようやく「理念」の話となる。著者は「日本の大学アーカイブズの理念について、初めて明確に提示した」と評価する先行研究から引用をおこなう（ここでも創見ではなく参照）——「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」——これが Da の「理念」なのだという（参照された先行研究の発行は 2002 年。この箇所はほかに本書第 I 部第 2 章 62 ページ、同第 II 部第 4 章 100 ページでもくりかえし引用されている。よほどのお気に入りなのだろう）。

この理念をふまえて「大学の機関としての営みを表す記録」がなにとなるのかの考究がただちに「課題」となり、著者はそれを、「教育研究」という大学の目的に照らして大学アーカイブズを考えると、「管理運営」文書のみを核とするのではなく、「管理運営」と「教育研究」をともに「核」、車の両輪、鳥の双翼と捕らえる必要があると考えるのである」との方向を示した。

さて、「理念」とはなんだろうか。おおよそ一般に流布している意味をつかむために『広辞苑』（第 6 版）をみよう。そこでは、「プラトンのイデアに由来し」云々はおくと、「俗に、事業・計画などの根底にある根本的な考え方」と説かれている。「課題」（「課せられた題・問題」、用例として「今後に残された——」同前）、「目的」（「成し遂げようと目指す事柄」同前）とあげると、どれも似た意味内容といえる。研究助成金の申請で「課題」「目的」といった欄があると、それぞれにどう書けばよいか迷ってしまうというあれだ。

さきに引用したところという、記録の管理、管理運営への寄与、そして社会貢献が Da の「理念」であり、そのもとでどういった業務をおこなうのかを課せられた問題とするなら

ば、なにを集積し（本書では「収集」の語が用いられそれをめぐる話もあるのだがここでは省略する）、なにを保存し、どう整理して公開するか（ここでまた「活用」をめぐる話もあるのだがひとまず省略する）が Da の「課題」となるのだろう。つけられた題目にそって本書第 I 部を整理すれば、その第 1 章までは、さきに書いたとおりのこととなる。ただ第 1 章の最終節は「結びにかえて」と題されて、「これまでの考察結果を改めてまとめることは省略し、その代わりにアカウントビリティとアイデンティティを基軸に大学アーカイブズの位相について展望することで、結びにかえたい」と話が始められていた。

## id

すでにみたとおり、Da にかかわる大学の id も ac も、そして Da の「理念」も本書著者の創見ではなく、先行研究からの借用だった。では、id と ac という 2 つの鍵で「大学アーカイブズの世界」への扉をどう開くというのだろうか。

これら 2 つが「アーカイブズの役割」だという<sup>10)</sup>。ac についていえば、その要諦は、税金を使って大学が運営され、そこで研究と教育がおこなわれているかぎり、それらの分野について ac がもたせられ、かつ果たさなければならないということだ。id については、「特定の目的のために結集した組織体のアーカイブズには、その組織としてのアイデンティティ形成の場としての役割も大いに求められるのである」との主張がみえる。「役割」には強

---

<sup>10)</sup> ここで著者は、行政、大学（国立、私立）、企業のアーカイブズをくらべて id、ac それぞれの強弱を記しているが、その意図がよくわからない。「アーカイブズの果たすべき役割のうちアカウントビリティについては、国や地方公共団体といった行政のアーカイブズの方が強く、企業アーカイブズの方が弱いという構図が描けるのではなかろうか」「一方アイデンティティ形成に果たす役割を見ると、アカウントビリティの時とは逆の図式が見て取れる」との指摘がどういった議論につながるのかよくわからない。また、本書第 III 部第 10 章で「税金や市民の志に支えられてきたカープ球団〔広島東洋カープ〕には、自らの球団運営について広く市民に公開する責任がある。球団は地域の「公共財」であり、カープ球団には、自らのアーカイブズを設立して、広く一般に公開する責務があるのである。そうでないかぎり、「市民球団」の呼称は自ら返上すべきであろう」（252 ページ）と厳しい要請を記している。1967 年以降は「資本から見れば「市民球団」ではない〔中略〕ただし、現在でもカープは特定の親会社の資本に依存せず独立採算制をとっている。本章〔第 10 章〕の考察は、カープが資本の面でも「市民球団」であった時代に限定している」（251 ページ）とことわり、結局は銭の問題に結びつけてしまっている。「〔カープ〕球団は地域の「公共財」だ」というとき、それを親組織とするアーカイブは公共財ではないのか。

弱があるのかもしれないが、では、国立公文書館には「その組織としてのアイデンティティ形成の場としての役割も大いに求められるのである」というのだろうか。このときの「組織」とは日本国となるはずである。おなじく、東京都公文書館には東京都「としてのアイデンティティ形成の場としての役割も大いに求められるのである」のか。かりに広島東洋カープが球団アーカイヴを設立したとして、敵情視察のためにそこを利用する阪神ファンはidがゆらいでしまうのだろうか、それを恐れ、回避に努めながらアーカイヴで記録を読むのだろうか。そしてなにより、「その組織としてのアイデンティティ形成の場としての役割も大いに求められるのである」というとき、それは、だれが、だれに、もとめるのか、またその「役割」、「求め」ること、ここでの話の核にあるidは、すでに決まった自明のことからなのか、だれにも明らかでそのことを問う必要のない自然にそこにあることからなのか。わたしにはどうてい、そうはおもえない。

本書著者が熟考のすえに、大学のであれ一般のであれアーカイヴズの「役割」をidとacにもとめたとはいえない。先行研究のひき写しにすぎない。先行する研究に、アーカイヴズにかかわってidとacをつなぐ指摘があったとはいえ、それらをそれぞれにきちんと論じることなく安易につなぐのは短絡ではないか。

idをたんに「個性化」というていどであれば、(近年よく用いられるべつな言葉をあてれば、差別化、となろうか)、とくになにもいうべきことはない。だがそのていどであれば、アーカイヴズとidをめぐる「企業>大学(私立>国立)>行政」という図式はなりたたないはずだ。また、本書第Ⅲ部第11章に記されるとおり、「建学の精神は現在においても重視され、大学のアイデンティティとなっている」(254ページ)というとき、このidとはただの「個性化」ではないはずだとおもう。大学の「個性」ということであれば、彦根城に隣接するキャンパスをもつ滋賀大学は、その点においてすでにおおいな「個性」があり、だらだら坂をのぼったそのさきにある長崎大学経済学部は、その立地において、またキャンパス内に複数の登録有形文化財があることによって、その「個性」を発揮している。すべての大学にはそれぞれに「個性」がある。

**ac**

本書第1章第3節ではともかくも、大学での「教育研究」にかんして Da がおこなうべきことが記されてはいる。だが、「大学アーカイブズが「教育研究」に手を広げることによって、際限なき拡大の危険に陥ることは容易に想像できる」とか、「すべての教員について、彼らの研究成果である著書・論文やその課程<sup>[マ マ]</sup>で作成した資料・文書などを大学アーカイブズが収集していくとすると、アーカイブズの収蔵庫がすぐにパンクしてしまうことは誰の目にも明らかである」とか、といった及び腰にすぎる態度をみせるのであれば、話はやめたほうがよいとおもう。もちろんそう指摘したうえで、「関係機関と連携」すること、「その〔研究成果の〕「情報」を把握しておくこと」といった改善の方途にもふれてはいる。それならば、書庫や収蔵庫の狭隘化といった、関係者であればほぼだれもが苦悩してきた問題に費やす字数やページ数を使って、べつに、もっと Da に必要な設備と人材と予算を議論すればよいだけのことだ。

よくよく考えてみれば、この大学における ac とは、たとえばそれに Da が手をつけるとうけいれるべき資料やおこなうべき業務が「際限もなく拡大してしまう危険性が高」まるにとどまらないはずだ。本書著者が参照した先行研究で引用されているところ（いわば孫引きならぬ孫参照）に記されているように<sup>11)</sup>、「教育研究」にかかわるアカウントは、教育者や研究者がおこなうところともなる。「教育研究」にかかわる資金の支出や用途については、財務課などの担当部署がそれについての文書を作成して記録として（必要な年限にわたって）残している。「教育」については、シラバスなどがあるていどのアカウントになる。もとよりシラバスをみればわかるとおり、科目によって担当教員によってその記述の多寡や濃淡や深淺が異なる。シラバスの様式そのものもつねに改善し更新し、それをきちんと埋めてゆけば、「教育」についての ac を果たしたこととなるのか。それでも不十分だといわれたらあ、大学教員は自分の担当する科目ごとに、いうならば取扱説明書をつくったり自己点検報告書を示したりしなければならないのか。

---

11) 第1章 32 ページにみえる「村上によるアイデンティティ論を引用して」は誤記だろう。正しくは、村上によるアカウントビリティ論を引用して、のはず。

「教育」は教室で、「研究」は論文や著書において、それぞれに果たしているのもあって、それ以上のアカウントをもとめられても、困惑してしまうところが、わたしにはある。

また、大学がおこなってきた「教育研究」であれば、それについては、それなりの記録をもってアカウントすることはできるだろうが、大学がおこなうべき、あるいは、これから大学がおこなってゆこうとする「教育研究」となると、その大学を構成する教育者や研究者のそれぞれの意思、企図、思想、予定、思いつき、思惑などに即したそのアカウントは可能なのだろうか。

またまた、「研究」の成果は論文や著作という造物<sup>もの</sup>でみせられるが、「教育」の成果というとき、学生や卒業生をさしだせばよいのだろうか。科目ごとの単位取得情況一覧を示せばよいか、年次ごとの就職先一覧をみせればよいか。

ここまであげたさまざまな大学の「教育研究」を Da は、どう担うというのだろうか。わたしは大学には id も ac も必要ない、無関係だと言いたいのではない。大学の1つの部署としての Da の「役割」が id と ac だというのであれば、それがなにであり、それをどのように担うのかを明示せよ、といっているにすぎないのだ。もちろん、id も ac もその一般概念を提示せよというのではない。大学なり Da にかかわる id であり ac である。そうした論が、本書には、まったく、ない。

### 「社会的使命」

第2章の題目は初出稿原題とおなじなので、ここではもともと Da の「社会的使命」の話がまとめられていたこととなる。この章での話の筋はつぎのとおりである。このところの大学の「機能」は、「教育、研究に加え、社会貢献」となっている（大学の「機能」というよりも本書の趣意にそうには「責務」が適切だとおもうが）。そこで、Da の「社会的使命」について、理念的に考察しよう<sup>12)</sup>——アーカイヴズ一般をふまえて Da とはなにかという、それは「大学という親組織（法人）の文書の移管を受け、それ（法人文書）を整理・

<sup>12)</sup> 後注7にも書いたとおり本書著者による「理念」の語の用い方がわたしに馴染まない。ここでの「理念的に考察しよう」とは、実務は話題にしないということなのか、現実のことはひとまずおくとしてということなのか、よくわからない。

保存・公開するところ」なのであって、「大学史」や「大学沿革史」の編纂を主に、第一義におこなう施設ではない、「大学史活動」と「大学アーカイブズ」の活動とは〔中略〕全く同一のものではない」、Da は「親組織の記録の移管をシステムティックに受けること、そして資料の「利用・応用」でなく「公開」を重視」せよ、との話である。

そこで、「社会的使命」である。「資料の「収集」ということ」と題された第2章第3節では、設置の根拠法にしたがえば、図書館と博物館は資料の「収集」をその業務とし、他方で、「公文書館法では「収集」という言葉は一切用いられていない」にもかかわらず、「既存の国立大学アーカイブズの目的・業務規程<sup>〔中略〕</sup>では、全ての大学で「収集」という言葉が用いられており〔中略〕アーカイブズ独自の目的規定<sup>〔中略〕</sup>となっていない」、したがって、「資料の「収集」が、アーカイブズの本質的な業務なのかどうか、それがアーカイブズの社会的使命なのかどうか、検討し直すことが必要なのではなかろうか」、というのである。

この最後の引用部分の冒頭には、「このような方法による」という文言がついていた。それが指し示すところは、「廃棄文書の中からゴミ拾いの的に資料を「収集」することともみえるし、「貴重な歴史的資料を廃棄の危機から救出すること」ともとれてしまうので、(ただしこの2つの引用部分が指し示すところは厳密には違うはずだし、「貴重な」ということの内実が問われてはいない)、曖昧な記述ながらも「収集」一般をいっているわけではないようながらも、同節の最後では、先行研究をふまえて、「国立大学アーカイブズにおいて組織記録である事務文書を受け入れるシステムを構築することの重要性」を明示しているので、この「受け入れ」を「収集」というばあいもあるとのことであれば、親組織ではない外部からの資料の「収集」、親組織の事務文書ではない資料の「収集」は、Da のみならずアーカイブズ一般に、その主な、第一義の業務ではなく、公機関としての「社会的使命」を果たすには、「受け入れ」をめぐる、それが厳格におこなわれなければならないということなのだろう<sup>13)</sup>。余計な「収集」はするなということだ。

13) このわたしの読み方がまちがっていないのであれば、本書は一書にまとめるにあたって、既発表稿に著者が記した「収集」という用語をもっと整理しなければならない。



## 「収集」

ただつづく第4節冒頭で著者は、「これまで、大学アーカイブズが資料を「収集」することについて否定的な見解を述べてきたが、しかしながら筆者は、大学アーカイブズが資料を「収集」してはならないと考えているわけではない」とことわっている。米国のアーカイブズ（欧米か！）にならって、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」との区別があると紹介し、前者としての Da はあくまで、「大学という法人によって作成ないし受理された法人文書を、ゴミ拾いの的に「収集」するのでなく、システムティックに〔外来語がお好き！〕「自動的に流入する」ようにして受け入れるところであり〔だから収集ではない！〕、そのようなシステムを構築すべく努力しなければならず、また一方で Da には「収集アーカイブズ」の機能も必要で、両者あわせた「トータルアーカイブズ」である必要がある」ということなのだ。「そして、「機関アーカイブズ」であることが、図書館、博物館や学部、研究所などが行う「収集」とは決定的に異なる大学アーカイブズの独自性を発揮できる点なのである。「収集」のみ行うアーカイブズでは、大学アーカイブズとは言えない」と、簡潔に啖呵が切られている。

ただし、第2章第7節「結びにかえて」では、「大学アーカイブズが実際に「教育研究」に関する資料や情報をいかにして収集すればよいか、どのような資料を収集すればよいかについて、筆者は明確な回答を持ち合わせていない」「法人文書のように〔「教育研究」に関する資料を〕システムティックに収集することはほぼ不可能である」「その大学の「教育研究」に関する全ての資料を大学アーカイブズが収集すると、大学アーカイブズの収蔵庫がすぐにパンクすることは、誰の目にも明らかである」とまで記しながらも、当然のように、「しかしながら、大学とは「教育研究」を行うために存在するのであり、大学アーカイブズにおいてその大学の「教育研究」についての調査や情報発信が行えないようでは、大学の、そして大学アーカイブズの存在価値が消滅してしまうであろう」と話をつづけるのは、これは無責任にみえる。そういつて悪ければ、ここには先行する研究の成果をあれこれ寄せ集めてみせた切り貼りがあるだけで、独創性のある論述ではない、といいかえよう。「大学の「教育研究」」についての Da の役割を論じることが、先行した研究を継ぐ

著者の責務ではないのか。

### 「公開」から「アクセス」へ

大学や Da の「社会的使命」というとき、本書著者はとくに「公開」という業務をあげる。2009年公布のいわゆる公文書管理法がさだめるところによって、「国立大学アーカイブズは、その所蔵資料を「国民が主体的に利用し得る」ように、条件整備をしなければならない。ここに、国立大学アーカイブズの社会的使命を見出すことができる」と本書著者は記している。設置の根拠法によるとまた、アーカイブズは資料を「利用に供するところ」となっている。著者は「資料を利用に供することは、資料を「公開」と言い換えることができよう」という（非公開のものを利用することはできないから、当然のことだとおもうが）。「大学アーカイブズの社会的使命を考えると、「公開」はより重視する必要がある。貴重な資料は保存されねばならないが、それは保存すること自体が究極の目的ではなく、保存した資料を公開することこそが大学アーカイブズの指<sup>〔マ〕</sup>命なのである。極言すると、資料は公開するために保存されるのである」ともいう。曖昧な記述が多い本書のなかで、めずらしく、はっきりとした主張である。だが、「公開」と「貴重な資料」とをならべて話すとき、ますますその「貴重な」の中身が問われるはずだとおもうのだが、やはりその論はない。

このことがまた、「利用者の立場から」もとらえられている。その「立場」からは、「いかに資料へのアクセスの道が開かれているかが重要になる。大学アーカイブズの立場からは、資料を広く社会一般に公開し、資料へのアクセスを提供すること、これは大学がアカウンタビリティを果たすことにもつながるものである。そしてこれこそが、大学アーカイブズの社会的使命にほかならない」という。資料の「保存」だけではだめ、「公開」しなくてはならない、さらにはただ「公開」したというだけでは不十分なのであって、きちんと「アクセス」（外来語がお好き！。まあ「アーカイブズの世界」の用語なのだろうが）できなければならないということだ。「大学アーカイブズにおいても、アクセスの提供はその究極的目的であり、指命であり、社会的使命なのである」と、資料への「アクセス」が Da の

「社会的使命」の最上位におかれたこととなる。

「究極的目的」とは「アクセス」をずいぶんと至高に祀りあげたものだと感じる。「資料へのアクセスを提供すること、これは大学がアカウントビリティを果たすことにもつながるものである」という主張については、「アカウントビリティを果たすためには、その大学の組織記録である法人文書を体系的に保存している「機関アーカイブズ」としての機能を有していなければ不可能である」と説く。だが、これは論理がおかしい。だって、大学が ac を果たすためには「機関アーカイブズ」の機能を発揮できる Da がなければならない、それが必要条件だというとき、その条件を備えた Da がさらに所蔵資料への「アクセスを提供」できたからといって、それは ac を果たしたことにはならない。「果たすことにつながる」かもしれないが、条件が整っているから目的や責務を果たすことにつながるといわれても、それは最低限の整備でしょ、といたくなる。

ところで、アーカイブズ一般であれ Da の世界であれ、accessibility という術語はないのだろうか。外来語を増やそうというのではないが。

### 「アクセスをどう提供するか」

本書著者は、所蔵資料への「アクセスの提供」を Da の「究極的目的」においたのだから（ただし例によって著者の創見ではない）、その現状を示すことは本書のつとめ（使命）となる。

だがここでの調査は、所蔵資料の「公開の状況」「公開基準」「利用規則・規程そのもの」がどのように公開されているか、「目録の公開」「ウェブサイトにおいて、所蔵資料の検索」にとどまっていて、これは「アクセスをどう提供するか」という設問にしたがった調査結果の提示ではなく、たんに「公開」のようすをみせただけではないのか。

図書館であれば、画面の構成に違いがあっても、おおよそどの館でも OPAC (Online Public Access Catalog) によって蔵書が検索できるようになっている。かつて検索の道具は図書カードだった。Da は「アクセスをどう提供するか」と問うたのならば、利用者が閲覧しようとする資料は、どのように検索して現物やマイクロフィルムや PDF で閲覧できる

のかという手続きを示さなくてはならないのだと、わたしはおもう。その具体相を示すなかで、「公開基準」も「利用規則・規程」そのものも問われてゆくはずだ。

それは本書第Ⅱ部でふれているというのであれば、この第2章は第Ⅰ部ではなく第Ⅱ部冒頭におけばよい。

「公開」と「アクセス」とは、Daの業務としても異なるし、利用者のもとめる実務としても権利としても、両者に重なるところがあるものの、一致したり同一だったりするものではない、とわたしはおもう。「アクセスの提供」がDaの「究極的目的」だということは、どう「公開」しているかにとどまらず、どのように「アクセス」できるようにしているかということだ<sup>14)</sup>。

ところで、「社会的使命」の語を題目にふくむこの第2章には、「指命」の語が7つみえる。それは第6節に集中している(6つ。もう1つは第7節に)。わたしが使うソフト「Microsoft Word 2010」で「しめい」を変換しても「指命」は表示されない。「大学アーカイブズの世界」限定の特殊な専門用語なのだろうか。『広辞苑』(第6版)には載っていて、その意味は「指定して命ずること」という。たとえば、「保存した資料を公開することこそが大学アーカイブズの指命なのである」とは、大学が「保存」する資料の「公開」を、その担当はDaだと「指定」して、その業務を大学がDaに「命ずること」、と理解すればよいのか。

だが、「では、指命と社会的使命とでは、どう違うのであろうか。社会的と言うからには、社会に対する、外部一般に対する指命と言うことであろう」と——「あろう」という曖昧な記し方ではあるが——いかぎりでは、「社会的」がつくかつかないかの違いで、それならば、「指命」ではなく単独の「使命」ということなのかもしれない。だがこの章には「社会的」がつかないただの「使命」の語は1つもみえない。

---

14) 本書第Ⅰ部第2章第7節冒頭で「本章において筆者は、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての役割を果たさなければならず、法人文書を整理・保存し、公開する、すなわちそれらの資料へのアクセスを提供することによって社会へのアカウントビリティを果たすことが大学アーカイブズの社会的使命であると主張してきた」というのだから、「整理・保存し、公開する」ことすべてが「アクセスの提供」ととらえているようだ。だが、「整理」あつての「保存」、「公開」のための「保存」と著者は記してもいるのだから、「究極的目的」として「アクセス」をあげるのであれば、そこには「公開」とは異なる中身があるはずだと、わたしは感じる。

わたしはアーカイブズ一般のことも、Daのことも知らないことが多く、この「指命」がそうしたいわば業界での専門用語だとしたら、それを知らないわたしの不明を、恥じを忍んで、ここにきちんと記す。まあ「指命」を知らなくても第2章を読み誤ることはないが。

### 「実務」編

くりかえせば、本書第Ⅱ部は国立大学でDaを「設立・運営する」ための「実務」編となる。ここにおさめられた各章の題目と初出稿原題とにおおきな違いはないので、話の内容も一書を編むにあたって整えられたわけではないのだろう。わたしには、Daがどう使われるのか、が重要なので、第Ⅱ部は章題を示すにとどめよう。

第3章「大学文書館の設立—広島大学文書館を中心として」

第4章「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立」

第5章「国立大学アーカイブズ設置への道」

第6章「規定にみる国立大学アーカイブズ」

第7章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」

第8章「公文書管理法と国立大学アーカイブズ」

第9章「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」

またくりかえせば、本書序章に、Daは「国立公文書館等」の指定をうけなくてはならず、その指定をうけた施設がある国立大学法人が全86のうちの7だと示してあった。わたしは、大学は、それがなにをしているのか、なにをしてきたのか、なにをしようとしているのか、をあらわせなければならないと考える。だが、それが本書にいうDaという施設においてでなければならないとは考えない。また、今後、79（／86）すべての国立大学法人にDaが設置されることはないと考える。いくつかの国立大学法人が統合されて、その結果、すべての国立大学法人にDaがあることとなった、というようすは展望できるかもしれないが。

その理由はかんたんで、いわゆる公文書管理法が施行されても、そして学内に「国立公文書館等」に指定される施設がなくても、法人運営も、そこでの研究も教育もできるからだ。そうした事態をよしとはしない。学内に該当施設がなくても、できることをおこなえ

ば、まずは、当面は、という留保をつけて、よしとする、というのがわたしの勤務先における、わたしの方針である。しかも、Da がなくても、非現用法人文書の大量廃棄につながらないばあいもある。

そうしたわたしの構えからすれば、Da の実務をそのものとして議論する必要はなく、Da の活用のほうが重要で、そのかぎりでは Da の実務も考えることとする。

### 「活用」編

すでにふれたとおり、本書第Ⅲ部の題目は「大学アーカイブズの活用」となっていた。ここにおかれた第10章と第11章は、初出稿原題とはその題目が異なっている。前者は、もとの「広島カーブと広島大学・広島高等師範学校—アーカイブズと市民（利用者）との関係に関する試論」が「アーカイブズを利用しよう—広島カーブと広島大学・広島高等師範学校」となり、後者では「国立大学に建学の精神はあるのか？—広島大学、大阪大学の場合」が「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」となった。

第10章第1節「はじめに」で、「本章では、広島県立文書館所蔵の公文書の紹介も行い、改めてカーブと広島大学との関係について論述しようとするものである」と本章の課題が示されている。「改めて」とは、本書著者にはすでにこの主題に関連する「短文」があるも、「これらはいずれも広報誌といった性格のため、十分な記述をすることはできなかった」から、「改めて」ということ（しかし重箱の隅を掘りぬくようだが、列举された3編の「短文」が「いずれも広報誌」なのか。その掲載誌が、のはずだ）。「広島県立文書館所蔵の公文書の紹介も行い」の「も」とは、素直に読めば、ほかのアーカイブズの所蔵史料を紹介するから「も」なのであって、それは第Ⅲ部の題目からすれば Da になるのではないか。本章ではたしかに、広島大学文書館所蔵文書が利用されている。だがそれは1点だけ。だからなのか、本書序章第2節では、「利用者の立場から（大学）アーカイブズについて論じたものである」と、「大学」の2文字は（ ）でくくられていた。これでは、羊頭狗肉ではないか。

ここであらかじめ示しておく、「「大学アーカイブズの世界」に身を置く」ものが、Da

の「活用」をきちんと説けなかったり論じられなかったりすることは、重大な欠陥ではないかと、わたしは考える。

さらに本章では、「広島県立文書館所蔵の公文書を利用したことに鑑みて、あわせて資料保存・公開機関（アーカイブズ）の所蔵文書をどのような立場の人がどのような観点から利用するかということにも論及し、日本のアーカイブズ論への一助ともしたい」「論述」を展開するとのことだが、「鑑みる」とは「先例に照らして考える。他とくらべあわせて考える」（『広辞苑』第 6 版）との意味なので、「鑑みて、あわせて」というとき、広島県立文書館が「他」となるのだろうか、ではここでの主はなにになるのだろうか？。やはり Da なのか。よくわからない。

### なんだかわからん

この第 10 章にはよくわからない記述が多い。

236 ページに、広島県立文書館が所蔵する「国立広島総合大学設立資金募集一件」（請求記号 S01-90-1261）という簿冊から、1949 年 5 月 22 日におこなわれた「日本野球公式試合／阪神対東急」のポスターが転載され、「同簿冊にはこの試合に関して以下の史料<sup>[マ]</sup>も収録されている」と記されている。その「史料」がなにか、よくわからないのだ。

本書 236 ページにはさきのポスター写真があり、その右側に、「広島総合大学設立資金募集／日本野球公式試合」の主催者、開催日時などの情報が本書本文とおなじ活字で記されている。また、つぎの 237 ページには縦横罫線で囲まれた表に「収入之部」「支出之部」に分かれて費目や金額などが、やはり本文とおなじ活字で記されている。（いま実際は活字ではないだろうが）

さきの簿冊に収録されているという「史料」に記されている文字を、なるべくそのままにちかく転載すると、この本書両ページのおりとなるということなのか、原典を加工するところした表がつかれるということなのか、それがわからない。この両ページにみえる情報のもととなる「史料」は簿冊に綴られた 1 枚ものの文書なのか、それもわからない。活版か謄写版か、手書きかそうでないのか——そこまで明示しろというのではない。「以下

の史料」の示し方が杜撰ではないかということだ。

この試合では、「郷土選手が活躍したこともあり、ファンは1投1打に狂喜した」という。球場に満ちたという常軌を逸するほどの喜びの、その典拠はなにか、だれがそれを目撃したのか、それは本書のそのページで参照されている1949年5月23日付『中国新聞』の記事によるのか。たぶんそうなのだろうが、では、その試合の前日5月21日に福山市でおこなわれた野球試合について、「総合大学設立資金募集日本野球公式試合」阪神対東急戦が福山三菱電機球場で行われた」と過去形で記す典拠に、『中国新聞 備後版』1949年5月7日」の新聞をあげること（後注11）は適切なのか。

244 ページに、「官民一体となって設立された日本唯一の「市民球団」カープ」との記述がある。球団設立にむけて広島県が出資し、広島県知事が「全面的な協力をした」とのことだが、広島県は「官」なのか（県が設置した学校を「官立」というか）。

## おまけの関係

さて、本題にもどると、第10章は、初出稿原題が章題の副題へといわば格下げされていたとはいえ、同章第1節冒頭に、「プロ野球球団〔広島カープ〕と高等教育機関〔広島大学・広島高等師範学校〕（しかも戦前と戦後に渡り、プロ野球選手を排出したことはない）という一見何の関係もなさそうな両者には、実は密接不可分な関係があった、というのが本章で主張したいことである」と記されているのだからやはり、この章の主題は「広島カープと広島大学・広島高等師範学校」（の関係）のはずである。それがどのように説かれているかをみよう。

なお、「新制広島大学」の設立は1949年、「カープ」のそれも1949年のことだったと本書著者は記す。

「両者」の関係①：まず「1965年8月5日付『中国新聞 夕刊』」が参照され、「実は、この大学建設基金集めのプロ野球が、郷土球団カープを生むきっかけになった」「平和都市のアカデミック・センター広島大学は、その建設募金集めのおまけで、広島カープを実現したことになる」の記事に着目して（なお記事は「カープ誕生」を1950年、当該野球試合



を1948年のこととしている)、本書著者は、「新制広島大学設立資金募集のために行われたプロ野球公式戦。実はこの試合がカープ設立の伏線となったのである」ととらえてみせた。

くりかえせば、本書著者は「両者」のあいだに「密接不可分な関係があった」と記していた。ただの「関係」ではない。「密接不可分」というのだから、広島大学と広島大学文書館の関係くらいにはなろう。つぎに著者は「伏線」との表現を用いていた。それは「①小説・戯曲・詩などで、後の方で述べる事柄をあらかじめ前の方でほのめかしておくもの。②後の事の準備として、前もってひそかに設けておくもの」(『広辞苑』第6版)の意。では、1949年5月22日広島市総合グラウンドでおこなわれた阪神対東急の試合は、「カープ設立」をほのめかしておくものだった、あるいは、その準備としてまえもってひそかにおこなわれたものだったのか。本書著者が参照した記事には、大学建設募金集めの「おまけ」で「広島カープを実現した」と記されていた。もちろん、グリコのおまけとお菓子は密接不可分だ。

だが、「おまけ」「伏線」「密接不可分」をごっちゃにしないことが、研究者による論述ではないのか。

本書著者は、広島でのプロ野球試合の記事をもう1つ参照するが(「1975年9月3日付『中国新聞』」、その記事も該当する試合をまちがえて1948年のこととしているという。著者が指摘するその「混同」という誤りをおかしたそのていどの中身が、本件にかかわる新聞報道なのである。だからあつかうなというのではない。あつかい方にくふうが必要ということだ。

### 怪しい関係

「両者」の関係②: 本書著者はつぎに、『広島県大百科事典』を参照する。しかしその引用部分に「両者」の関係は記されていない。同辞典における著者の着目箇所は「関係方面に〔「広島にプロ野球チームを」と〕働きかけた」その「中心」となった人物である。そのうちのふたりの邂逅と協議を、これまた新聞記事からとりあげる。

そして、そのふたりのひとりである河口豪(中国新聞社東京支社通信部長、カープ初代

球団代表)の著書『栄光の広島カープ風雪 25年』(恒文社、1975年)の記述「広島には、何度となく、プロ野球を迎えたが、その都度大入り満員で、主催者側から喜ばれた。なかでもいちばん印象に残ったのは、広島大学設立基金募集のためのものであった。当時県議会の事務局長(のち県議)田口さんは私を広島駅頭に見送って「ありがとう、ありがとう」と何度も礼を述べられた。こうしたことから私は「広島にプロ球団を」と考えるようになった」などを転載し、「カープが募金によって経営難を乗り切った話は著名であるが、広島大学の設立・整備にあたって、県民からの募金や県の補助金によって支えられた。新制広島大学創設にかけける県民のエネルギーと野球熱とが相まって、市民球団カープが誕生したのであった」と唱えたのだった。

本書著者が転載した河口の自著の記述にはまた、「広島大学の設置、特別平和都市の実現、新しい広島の再建」に「必要なのは資金であった」、そのすぐつぎの段落に、野球に「血道をあげた広島県民性〔中略〕熱狂性に関係者が目をつけたのも無理はない。当時の1リーグ、日本野球連盟下のプロ野球の華やかさ、人気のすばらしさに“これだ、これを利用することも1つの方法だ…”と、なったのであった」と記されている。

だが、新聞記事、大百科事典の記述、当事者の自著の記述から、さきの「新制広島大学創設にかけける県民のエネルギーと野球熱とが相まって、市民球団カープが誕生したのであった」との理解がみちびきだされるのだろうか。資金繰り、広島県民のいわば野球熱、「これを利用することも1つの方法だ」、印象に残った、プロ球団を、というところをつなげて市民球団カープ誕生譚を綴れるのか。これらの記述からいえることはせいぜい、のちに初代球団代表となるものが球団設立へと動きだすそのきっかけと動機というところではないのか。カープ誕生への端緒を示すていどではないのか。

### 無関係！？

「両者」の関係③：カープ誕生を説く著者はそのあとすぐに、「カープと広島大学設立との関係はこれだけではない」と話をすすめる。またまた河口の自著によって、当時の広島県知事が新制広島大学とカープの設立に果たした役割と努力をとりあげる。そこに記され

た東京での募金活動、初代学長選考、カープ誕生への労苦を本書著者は参照する。河口が森戸辰男を学長にと進言したとの記述があり、それをもって本書著者は「河口豪は、広島大学長森戸辰男誕生の立役者でもあったのである。新聞記者としての人脈を生かした見事な活躍であった。これまでの広島大学史研究では、社会党をいかに説得して、広島大学長森戸辰男が誕生したかが論じられることはなかった。「民」が新制広島大学設立に果たした役割の大きさを再認識させる事実である。これは、カープから広島大学にアプローチした結果の新事実なのであり、ただ単に大学や県・市の動向のみからでは伺い知ることのできなかったことなのである」と記した。

「新事実」そのものへの驚きとそれをつかむにいたる過程での興奮が記されているようなのだが、どの記述に「カープと広島大学設立との関係」があらわれているのだろうか。河口の進言は当然のこと広島大学設立以前のことだから1949年5月31日よりもまえのこととなる。広島大学初代学長選考にあたって進言した人物がカープ初代球団代表にのちになるという、河口を軸にした「両者」の関係を著者は指摘したのだろうか。

河口の記述にしたがってわたしもつい「選考」という語を用いたが、彼の記したところのこの「選考」は正式なそれなのか、それにはどのくらいの正統性があったのか、そこに本書著者は、まったく、ふれもしていない。社会党云々も従来の広島大学史研究にはなかったというが、こういうとき、では社会党の歴史ではそれがどう記されているのかいないのか、社会党にかかわる史料に当該事項にかかわる記録があるかないか、それこそ、社会党から広島大学にアプローチすることが、実証を旨とする研究者の論述と論文には必要ではないのか。

広島大学文書館の設立準備および同館の業務に従事した人物が、籍を移して、大阪大学アーカイヴの設立を担当することになった。両者のその「設立」にはじつは関係があったのである、とはいわないだろう。どうか？。

### なんだかよくわからん

ここまでみてきた本書第Ⅲ部第10章第2節は、つぎの文章をふくむ段落で終わる。

原爆・戦争から復興し、「文化国家」としての広島を再建するにあたって<sup>19)</sup>、新制広島大学とカーブは車の両輪としての役割を持っていたのである。これは、ひとり広島大学のみではなく、全国の多くの国立大学に共通する事象であろう<sup>20)</sup>。

——ここでは後注の記号も引用にあたって転載した。

後注 19 をみよう——「新制広島大学が「文化国家」建設上に位置づけられていたことについては、「国立総合大学広島設置計画書」「国立広島総合大学設立資金募集趣意書」「広島大学二十五年史 通史』（前掲）、参照」と、本文記述の出典が示されている。

後注 20 には、「例えば、金沢大学設立にあたって、寄付金を各郡市に割り当て、教育宝くじも発行された。金沢大学資料館ホームページ〔後略〕」と追記と出典。

「文化国家」としての広島」とは、広島はいつから国家になったのか？。後注をみれば、「新制広島大学が「文化国家」建設上に位置づけられていたこと」というのだから、ここでは、本文と後注とが二重に横すべりしていることとなる（新制広島大学／広島、文化国家／文化国家建設上の位置づけ）。本文ではまた、「車の両輪としての役割」をいうのだが、プロ野球公式戦の実施なりプロ野球球団の地元結成なりが「文化国家」建設上に位置づけられていたかどうかは、まるで立証されていない。それどころか、「新制広島大学が「文化国家」建設上に位置づけられていたこと」の典拠と示された史料には、「文化国家」も「文化国家」建設上」もどちらの語も記されていない。

そして、「これは、ひとり広島大学のみではなく、全国の多くの国立大学に共通する事象であろう」というときの「これは」はなにを指すのだろうか。本書 242 ページを出題文に用いて大学入学試験「国語」の問題をつくり、さきの引用部分に引いた下線を A として、下線部 A にいう「これ」とはなにを指すか、本文から抜きだしなさい、という問いを設けたら受験生はどう解答するか、正解はなにか。「原爆・戦争からの復興」はあり得ず、「文化国家」としての広島を再建」は解答には不適格で、受験生は苦勞のすえに「車の両輪としての役割」を抜きだすだろうか。これは正解か。

脚注 20 をみると、地元からの寄附金や拠金という事象が、「全国の多くの国立大学に共通する」と読めるが、「これ」という語が指し示すところが脚注に記してあるという文章は、

とてもとてもおかしい、とわたしは感じる。試験問題の出題文にならなくても、「これ」はなにを指すかが、本文を読んだだけでたどれなければ、それはとてもとてもおかしい、とわたしは感じる。

「これは、ひとり」の一文のつぎをみたら、「現在の大学は、気軽に「地域社会への貢献」などという言葉を用いるが、新制大学発足時に立ち返って、地域と大学との関係について再考する必要がある」との一文があった。「これ」は、「地域社会への貢献」なのか、いや「地域と大学との関係」なのか。どちらかというとな前者のほうが座りがよい（地域社会への貢献は、ひとり広島大学のみではなく、全国の多くの国立大学に共通する事象であろう）。だが、「これ」の指示するところが、その語よりもあとに記されていてよいか。

第10章第3節「カープ応援歌と広島高師応援歌」はわずか2ページだが、もう読まなくてもよいだろう（そこでの話は、なかろうか、なろう、なかろうか、と推測のパレード）。

## 活用??

「アーカイブズを利用しよう」と改題されたこの第10章において、「アーカイブズへ行こう」と題された第4節が、章の主題が展開するところとなるはずだ。第4節の題目にみちびかれてアーカイブズへゆくまえに、あらためて、この章（実質の中身は第2節）でどのようにアーカイブズが利用されたのかを確認しておこう。

すでに記したところのくりかえしとなるが、第10章第2節で用いられた史料（あるいは文書）は、(あ)『広島大学二十五年史 通史』（広島大学、1979年）、(い) 広島大学文書館所蔵「広島大学創設に関する経費概算」1948年、(う) 広島県立文書館所蔵「国立広島総合大学設立資金募集一件」収録ポスターほか、(え)『中国新聞』（備後版をふくむ）、(お)『広島県大百科事典』下巻（中国新聞社、1982年）、(か) 河口豪『栄光の広島カープ風雪 25年』（恒文社、1975年）、(き) 金沢大学資料館ホームページ、(く) 広島大学ホームページ、だった。

アーカイブズ所蔵資料は8点のうちいくつ数えられるのか。

わたしがこれまで利用したかぎりでは公立文書館などにその地元新聞が所蔵され、それ

が閲覧できるところが多いが、本書の主張からすれば、親組織が発行していない新聞は、本来は、所蔵対象にならないはず。地元の百科事典も参考図書として所蔵されているばあが多いが、いくら大百科事典とはいえそれもまた本来はアーカイヴズとは無縁のはず。新聞も百科事典も親組織の業務や運営を知るうえで必要で、収集すべき資料ではあろうが。大学の通史は Da の所蔵対象として可、市井のひとが執筆した図書はアーカイヴズではなく図書館が所蔵するはずのもの。ホームページは、その親組織がつくったものでなければ、アーカイヴズ内でみられるようにする必要がないはずのもの。となると、3点か（HP を入れると4点?!）。

$3/8=37.5\%$ ——第10章第2節の話をするためにアーカイヴズを必要とするどあいは、このていどである。もちろん、1点でも2点でも必要な資料や文書がそこにあるならば、アーカイヴズにゆく必要はある<sup>15)</sup>。研究者であれ市井のひとであれ、それを惜しむものではない（だろう）。

第10章第2節の課題は「両者」の関係を明らかにすることであり、その点ではさきの（あ）（い）（う）は重要な史料ではなかった。（え）（お）（か）といったアーカイヴズとは縁の薄いはずの新聞、百科事典、図書がここでは必要で、それらはむしろ図書館にいて閲覧すべきものだった。アーカイヴズにゆかずに、アーカイヴズを利用しなくても、この第2節に記されたていどの「両者」の関係の話ができるのだ。

これを羊頭狗肉とってはいけない。お話の破綻や崩壊だ。

## 「行こう」

本書著者にとっては、地元球団が「官民一体となって設立された日本唯一の「市民球団」カープ」とみえてしまい、したがって、その「歩みを理解するためには、行政文書は不可欠な史料のはずである」ということとなる。だが、「これまでカープの歴史を記述するにあ

---

<sup>15)</sup> 本書第Ⅱ部第3章に「広島大学ではかつて『広島大学二十五年史』を編纂したが、その資料はその後散逸させてしまった」（68ページ）と記してある。それならば「両者」の関係を明らかにする資料が広島大学文書館にどのようにあるのかわからないのかをこの第10章第2節に示すべきだった。

たって、行政文書が用いられたことは、管見の限りでは見あたらない。おそらく、これまで全く存在しなかったのではなかろうか」というのだが、しかし、もしここでわたしの音声<sup>1</sup>が再生できるのならば、声を大にしていおう、本章で参照され、引用された広島県立文書館所蔵のいわゆる一件綴に綴じられた「ポスター」も「史料」も「阪神対東急」の試合であって、カープのそれではない。245 ページに写真が載る「野球くじ」のポスターらしきものにも「広島」や「カープ」の文字はみえず、本文でもそのポスターのようなものが本章の趣意にかかわってふれられてはいない。刺身の<sup>2</sup>真ていどのあつかいでしかない。もちろんこれらのポスターがカープ誕生の端緒に位置づけられるといたいのであればそれもよいが、これらのポスターは厳密に言って、「行政文書」なのか。「広島カープ設立にあたって、広島県は 500 万円を出資した」という一文ですら、その典拠は『中国新聞』なのだ。まさか『中国新聞』を「行政文書」だということのか。

この本書第 10 章もふくめて、「これまでカープの歴史を記述するにあたって、行政文書が用いられたことは〔中略〕全く存在しなかった」といいたいのであれば、それもよい。ただそのばあいでも、行政文書を用いると「カープの歩み」のなにがわかるのかくらいは示すべきだ。「広島県立文書館が所蔵する行政文書の中には、本章で紹介した「広島総合大学設立資金募集」のために開催されたプロ野球公式試合阪神対東急戦のポスターをはじめとして、多くのビジュアルな文書も所蔵されている」と本書著者自身が明記したとおり（ポスターも「行政文書」だった！）、そのポスターはカープの試合を告げる媒体ではない。すぐつぎのページでまた、「広島県立文書館平成 13 年度収蔵文書展「広島戦後の記録 1945 - 1970」」では、「本章で紹介したポスターや野球くじのポスターなど、野球ファンの興味を引く展示がなされていた」という。ここにいう「野球くじのポスター」が 245 ページの写真なのか？、掲載図版には番号もなく資料タイトルもないが、それでよいのか？、くりかえせば、1 枚のポスターはカープの試合用ではないし、1 枚はカープにかかわるポスターなのかどうかわからない。どのチームかは問わず「野球ファンの興味を引く展示がなされていた」と明記したではないかと著者がいうのであれば、「カープの歩みを理解するためには、行政文書は不可欠な史料のはずである」というそのまえにある記述と整合する説

明が必要になる。「はず」と記した、というのであればそれもまたよし。

さきに引用した「野球ファンの興味を引く展示がなされていた」につづけて、「野球ファンよ、カープファンよ、アーカイブズへ行こうではないか。そして、自らのひいきチームの歴史について、生の資料に触れて、自らの手で検証しようではないか<sup>28)</sup>」との呼びかけがおこなわれている。

本章を読んで、1949年5月22日「阪神対東急」の試合のポスターがあることはわかった。では、くどくどとくりかえすが、カープファンが「ひいきチームの歴史」を知るための「生の資料」となるなにが広島県立文書館にあるのか、本章を読んでもわからない。後注28ではわざわざ「広島県立文書館所蔵の公文書で広島カープについて調査できるのは、カープが日本唯一の「市民球団」であるためである。例えば、読売ジャイアンツの歩みについて、東京都公文書館所蔵の公文書で調査することは不可能であろう」と追記するのだが、くどくどとくりかえすと、広島県立文書館所蔵の公文書に、カープの歴史を知るためのどういう史料があるか、本章では示されていない。そう、阪神を「ひいきのチーム」とするカープファンもいるぞ、といわれたらそれまでだが。

また、「自らのひいきチームの歴史について〔中略〕自らの手で検証しようではないか」と勧めるとき、いったい「チームの歴史」のなにを、「実際に調べて証明」（『広辞苑』第6版）しようと呼びかけているのか。

### 「マニア的」

さきに引用した本書第10章第4節の、これまでカープの歴史を記すにあたって行政文書が用いられたことはまったくなかった、という記述にすぐにつづけて、「行政文書やアーカイブズというと、それを利用するのは特別な限られた人たち（限られた人の多くは歴史研究者）と思いがちであり、事実アーカイブズはこれまではそのような利用しかなされてこなかった」と記されている。ここにいう「思いがち」の主語はなにか？、だれが「思いがち」なのか？。本文からはそれがわからない。

そのつぎの一文が、「これは、歴史研究者による近世史料を中心とする史料保存運動によ



ってアーカイブズが設立されてきたことの限界・悪影響であった（勿論、史料保存運動がアーカイブズ設立に果たしてきた役割や当事者の方たちの努力は高く評価されなければならない）となる。ここにいう「これ」は、なにを指すか。「思いがち」であること、「そのような利用しかなされてこなかった」こと、これらのうちのどちらかか両方か。

そのつぎの一文は、「アーカイブズは、カープファンが気軽に訪れ、その「マニア的」な興味に乗っ取って調査できる場所ではなくてはならないのである」とある。「マニア的」に「 」をつけた意味がわからない。本書著者は、カープファンがアーカイブズジャックしに「行こう」となるように望むということなのか、そううけとってよいのか。

ここにあげた第10章第4節の文章はよくわからない、いや、文章も、よくわからないのだ。

さきの一文にあった「思いがち」の主語は、おもいっきり推しはかれば、「特別な限られたひとたち」＝「多くは歴史研究者」か、アーキヴィストやその関係者か、ごく一般の人びとのだれかとなろう。たぶんそれは、一般人以外のひとたち、そう、歴史研究者（いわゆる郷土史家もふくむ）やアーキヴィストやその関係者だろう。一般人がそう「思いがち」だということであれば、それは見誤りで、多くの一般人はアーカイブズに関心がない。そういうと失礼だったり不適切だったりするのであれば、アーカイブズを必要としない、といひ直そう。この引用部分は本書著者の判断である（はず）。すると、利用をめぐるようすをかえりみるのもまた本書著者をふくむ（ベイビー）アーキヴィストや元「歴史研究者（の卵）」となろう。「思いがち」だったものも（その語の主語も）、おなじだろう。

そのつぎの文で、「なくてはならない」と判断したのも本書著者。そして、そうなるようにできる可能性を握っているのもアーキヴィストとその関係者にほかならない。まあ、たとえばカープファンが気軽に訪れる場所に広島県立文書館がなったとしても、「マニア的」ファンがそこをジャックすることはないとはおもうが。

なぜ、これまで、カープの歩みを理解したり、カープの歴史を記したりするにあたって行政文書が用いられなかったのか。それを歴史研究者、郷土史家、アーキヴィスト、それらの関係者に問うのであれば、問われたものたちはみずからの不明を恥じなくてはならな

い。また、おなじ問いをカープファンに問うとすれば、問われたファンたちは、必要なかったから、と答えてよいとわたしはおもう。「マニア的」なファンもそう。

適切な「アクセスの提供」をすれば、アーカイヴズを活用しに人びとが訪れるとみるのは、それこそ、歴史研究者、郷土史家、アーキヴィスト、それらの関係者の思いあがりか思いこみか思いちがいだ。「マニア的」なファンは、それこそ「マニア的」な気分と興味と欲望にしたがって、もっとも的確な手段を用いて、必要なものを手に入れるはずだ。それがアーカイヴズにある資料かどうかはわからないし、アーカイヴィストたちが想定する「歴史」かどうかはわからない、いくらヴィジュアルなポスターがあるといっても、「マニア的」ならだれでもそれに涎を垂らすとはかぎらない。それだけのこと。

ましてや、「アーカイヴズを利用しよう」と呼びかける文章をカープファンが読んでも、自分たちの欲しいものがそこにあるかどうかわからないのだから。

わたしはときどき、県立図書館や県立公文書館で、じつに熱心に新聞に見入っている閲覧者をみかける。スポーツ欄ばかりみているようにみえる閲覧者もいるようだ。だがくりかえせば、本書の主張にしたがえば、それは本来であれば、公文書館にある資料ではない。公文書館にあるべきものでなくとも、新聞をとおしてカープファンであれ阪神ファンであれ、必要な情報などを得ることはできる。それだけのことだ。

### 建学の理念や精神

本書第Ⅲ部第11章は、章題が「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイヴズ」で、その初出稿原題は「国立大学に建学の精神はあるのか？—広島大学、大阪大学の場合」だった。後者の「建学の精神はあるのか？」との疑問形が前者では消えた理由は、「建学の精神はある」！との確証を著者が得たからなのか、それを実証し得たからなのか、それが本章を読むときの1つの観点となるだろう——と記してみたものの、本章の読み方をまずあげるのであれば、どうにもよくわからない点を指摘しよう。第11章第1節「はじめに」の始まりはこうだ——「国立大学に建学の精神や理念はあるのであろうか？」。なんともまだるっこしい記述のこれは初出稿でもまったくおなじだった。著者が問うているのは「建学の精神

や理念」なのだ。『広辞苑』（第6版）はおもしろい——「精神」の意味を4つあげ、そのうちの第3が「物事の根本的な意義。理念」とあり、用例として「建学の——」があるのだ。なんだ、「精神」も「理念」も同義か——では済まないはずなのだ。なにより章題には「精神」の語しか記されていないし、本章第2節を読んで、わたしはそう感じることとなったのだった。それはひとまずおくとして、精神であれ理念であれ、建学をめぐるそれらを著者がどうとらえているのかをみておこう。

第11章第1節初めの問いにつづけて、「私立大学の場合だと、多くは特定の創設者がおり、彼らによって、大学建学の精神・理念が語られている。そして多くの場合、この建学の精神は現在においても重視され、大学のアイデンティティとなっている」と記されている。「建学の精神や理念」から「大学建学の精神・理念」、そして「建学の精神」と3度めに記述からはやくも「理念」が消えている。それはともかく、ここで2つの点を確認しよう。

第1に、私立大学のばあいは、「特定の創設者」が「大学建学の精神・理念」を語るというのだから、これは創設者がなにかしらの職に就いていたとき、生存時にそれらが語られたこととなる。大学建学にかかわるおおよそ第一世代の創出ということである。

第2に、「建学の精神」が「大学のアイデンティティとなっている」ということは、もちろんそれが大学の「個性化」につながるのだろうが、ここでは第一世代から現在までの時間あるいは歴史のなかで、その「精神」がidとなっているととらえられているのである。たんなる差別化ではないということだ。

では国立大学のばあいはどうか——さきの第1にかかわっていえば、「特定の創設者がいるわけではなく、したがって私立大学のように創設者によって建学の理念が語られることはない」（なぜか「精神」ではなく「理念」）となり、くわえて、設置法には名称と位置しか記されていないため、関係法をみても「個別国立大学の建学の精神・理念をうかがい知ることはできない」（ここに「精神・理念」復活）となる。

本書著者は明示していないが、国立大学は設置にあたって、個別に建学の精神であれ理念であれそれを必要としていなかったといえるのではないか。そこから議論を始めたほう

がよいとおもう（が、ここではそれをおく）。

国立大学は法人化によってかわる。「中期計画・中期目標」で「大学の理念を提示することが求められ〔中略〕実際に国立大学は、建学の理念や精神といったものを明記している」と著者はいう。だが、もともとなかったものをどうやって明記するのかとおもうのだが、それを著者は「これらの大学は、法人化とともに突然理念を制定したのであろうか。なかにはそのような大学が存在するかもしれないが、歴史的経緯の中で大学の建学の精神・理念を「発見」し、「形成」していった大学も存在する」という。そして（だから、なのか？、たとえば、なのか？）この章では、広島大学と大阪大学をとりあげるといっているのである。

わたしの勤務する滋賀大学のホームページをみた（2015年8月26日）。「歴史と理念」の大見出しのなかに、「沿革」「目的と業務」「滋賀大学憲章」「中期計画・中期目標」「学章・学歌・学旗」の項目がならび、2009年9月1日に制定された「滋賀大学憲章」のなかで「基本理念」が示されている。同憲章の「前文」で大学の歴史がその母体となった学校にまでさかのぼってたどられているが、しかし、滋賀大学は同憲章やそれ以外のどこにも、「建学の精神・理念」を記していなかった。現在の大学の理念ですら、滋賀大学は「法人化とともに突然理念を制定した」のではなかった（2009年だもの）。本書著者の見解からすれば、滋賀大学は例外中の例外、きわめて異例な国立大学法人となるのだろう<sup>16)</sup>。ふふ。

## 広島大学

本書第Ⅲ部第11章第2節で「広島大学の場合」が示される。ここであらかじめあげておくと、この節では「建学の精神」と記すとき、「」があったりなかったりする。わたしにはその違いが読みとれなかった。だからといって、本節をわたしが読み誤ることはないしと確信するが。だからといって、「」があるのとないのとでその意味が違いかどうかわから

---

<sup>16)</sup> さきに引用した「実際に国立大学は、建学の理念や精神といったものを明記している」との著者の記述をわたしは、すべての国立大学が法人化以降は「建学の理念や精神」をもった、あるいは、掲げている、と理解したのだが、よくよくみれば「建学の理念や精神といったもの」と記してあった。これはよく事件報道にみられる、パールのようなもので金庫をこじ開け、といったあれで、本書の記述も「建学の理念や精神」そのものを指していたのではなかったのか？。

ないのは、まずい、不適切、おかしい、のいずれかだとおもう。

1950年11月5日におこなわれた開学式で、広島大学初代学長の森戸辰男が式辞を述べた。その一部が本節で16行にわたって転載されている。そのすぐあとに、本書著者は、「このように、初代学長森戸辰男によって、「自由で平和な『1つの大学』」という大学の目標が示され、これが建学の精神となっていたのである<sup>5)</sup>」と記している<sup>17)</sup>。転載された森戸の式辞のなかに「建学」も「精神」も「建学の精神」も、そうした語はない<sup>18)</sup>。では、森戸が述べた「自由で平和な「1つの大学」」の文言を、だれが広島大学の「建学の精神」と名づけたり位置づけたりしたのだろうか。本書を読んでもそれがよくわからないのだ。

ついで、1951年11月5日におこなわれた講演において森戸が述べた「構想」をあげ、「後に森戸3原則と呼ばれる広島大学の理念が提示されたのである」と著者は記すが、これまた、だれがそれを「広島大学の理念」と名づけたのかわからないのだ。だれが、というのはべつにいつの学長がとか事務局長がとかでなくてもよい。いつのどの会議で、あるいはいつ作成、発行されたどういった文書で、でもよいが、本書にはそれが記されていない。

このあとで、森戸の講演をまとめたその著作にある森戸の自序が引用され、また同書が広島大学本部の発行となっていることをふまえて、「森戸1人でなく事務当局も、広島大学の「建学の精神」について、大学内外に周知させたいという希望を持っていたと推測することができる」と本書著者が記したのだから、森戸の講演録を広島大学本部が発行した時点で「建学の精神」があったと読めるし、そのうえでこの文にいう周知希望を「持っていた」という事象を、本書著者が「推測」したのだと明示されているが、しかし、引用された森戸の自序に「建学」「理念」「精神」といった語はみえないのである<sup>19)</sup>。

---

17) 引用部分に明示したとおり、そこには後注5の記号がついている。後注には「森戸辰男の思想上におけるこの講演の位置づけについては、小池聖一「森戸辰男の平和論」『広島平和科学』28、2006年、参照」と記されている。この注のうち方だと「これが建学の精神となっていたのである」という記述についての注だとおもった。注にあげられた稿は「森戸三原則」「一つの大学」にふれているが「建学の精神」に言及はない。

18) 森戸の式辞全文をみてもやはりいずれの語もなかった(『広島大学二十五年史 通史』収載版で確認)。

19) ここにいう広島大学本部が発行した『変革期の大学』(1952年。国立国会図書館で閲覧)

すぐこのあとでまた、「このように広島大学において「建学の精神」たるものが存在するのは、森戸辰男というたぐいまれなる人物を初代学長に頂いたことが影響している」と引用部分の記述をうけているのだが、依然として、いつ、だれが、どこで、「建学の精神」たるものを名づけたのか、わからない。

さきの引用部分は「影響しているが、」とつづくのでもとにもどると、「影響しているが、小宮山道夫が明らかにしたように、「広島大学の建学理念として知られている森戸 3 原則は、森戸の個性のみによって導かれた広島大学の性格規定ではなく（中略）、大学の創設経緯にその原点を有していた。3 原則はいわば大学の創設経緯を忠実に再現したものであったのである」となる。念のために書くと、これは「建学理念」であり「建学精神」ではない。

一読して明らかなおとおり、森戸 3 原則を「広島大学の建学理念」と呼んだのは小宮山ではなく、そして依然として、だれがそう名づけたかはわかるようになってはいないのだ<sup>20)</sup>。

森戸が 1963 年に「広島大学を去ってからは、「建学の精神」は、次第に人々から忘れ去られていったように思われる」と、その後のようすが曖昧に記される。この記述も、1963 年時点で広島大学に「建学の精神」があったと読める（なければ忘れ去られることもないはず）。その森戸が 1970 年 10 月 17 日におこなった「広島大学再発足のころ」と題された講演の一部を引用し、それをうけて「森戸の中には、大学紛争後の広島大学改革案策定に当っては、新制大学発足時の「建学の精神」を振り返り、それを踏まえることが大切との認識が存在していた」と著者は記している。ここでも、この時点でふりかえることのできる「建学の精神」があったと読める。だが、しかし、引用部分に「広島大学の、いわゆる原点ともいべきものが、当面する 2 度目の大学改革に何らかのお役に立てばと思った」の章句がみえるが、「建学」「精神」「建学の精神」の語は、やはりここでもみえない<sup>21)</sup>。

---

のどこにも「建学の精神」やそのたぐいの語はない。なお森戸式辞原文では『広島大学二十五年史 通史』であれ『変革期の大学』であれ、「自由で平和な「一つの大学」と漢数字が用いられている。

<sup>20)</sup> 本書著者が参照した、小宮山道夫「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」（『教育学研究紀要』中国四国教育学会、第 48 巻、2002 年）は、論題のとおり「建学理念の形成」を議論していて、ここには「建学の精神」の語も「自由で平和な「1つの大学」の語もみえない。

<sup>21)</sup> この講演の出典として提示された、森戸辰男『広島大学再発足のころ』（民主教育協会

くりかえせば、新制大学発足時に広島大学が、あるいは森戸が、「建学の精神」をさだめたり唱えたりしたとの記述がある文書や資料は、本書には示されていない。

ここまでも縷々、くどくどと書いてきたところにあらわれているとおり、わたしは本書著者の実証や記述の能力に強い疑いを感じている。

つづく話のなかでは、「この当時〔1970年前後〕か」の大学改革案作成においては、森戸が指摘したような新制大学発足時の「建学の精神」を踏まえた大学改革という発想はなかったのである」「大学紛争後の大学改革案策定においては、「建学の精神」が振り返られることはなかったのである」「大学紛争を契機とする大学改革の議論において、森戸による「建学の精神」が語られることはなかった」と、本書著者にしてははっきりとした文を記している。

「「建学の精神」を「発見」し、再評価していったのは、〔中略〕大学史編纂活動においてであった」と本書著者はいう。1979年に刊行された『広島大学二十五年史 通史』（広島大学）に載る「森戸による大学整備の方針について」記された箇所を11行にわたって転載し、それをうけて、「広島大学の建学の精神・理念についてこのように記述されているのである。こうして大学史を編纂したことによって、森戸による「建学の精神」は人々の目に容易に触れることが可能になったのであった」と著者は記している。転載箇所に「自由で平和な『1つの大学』『3つの構想』の文言がみえるが、しかし、そこには、『広島大学二十五年史 通史』の当該箇所には、「建学」「精神」「理念」のどの語も記されていないのである。「広島大学の構想」「新制大学の使命」の語はある。

つぎに著者は、1995年10月17日に第482回評議会において制定された「広島大学の理念」（署名は広島大学長原田康夫。なおこの「理念」の「検討」は法学部長、理学部長、学長補佐2名の計4名でおこなわれたと著者は記す）のおそらく全文を転載する。そこにははっきりと、「いま、広島大学は念願の統合移転を果たし、建学の精神である「自由で平和な1つの大学」の実現に向けてさらなる1歩を刻した」「装いも新たに出発する広島大学の

---

中国支部、1970年）はCiNiiで検索したところ広島大学図書館中央図書館のみの所蔵とわかった。国立国会図書館にもない。広島県立図書館の「広島県内図書館横断検索」でも同大での所蔵のみだった。アーカイヴではなくライブラリ所蔵か。わたしは同書未見。

理念として、ここに以下の 5 原則を提示する」と記されている<sup>22)</sup>。これをうけて著者は、「初代学長森戸辰男と彼による広島大学の「建学の精神」は、原田によって「再発見」されていったのである。／こうして広島大学は、建学の精神や理念について再確認していった」と記している。

この章の第 2 節を素直に読めば、森戸の講演にあった「自由で平和な「1 つの大学」」の文言を、「自由で平和な 1 つの大学」（「 」をはずしただけだが）として「建学の精神」としたのは、1995 年制定の「広島大学の理念」だ、となる。本書著者は「発見」だの「再発見」だのと <sup>かまびす</sup> しく記すが、広島大学のばあいは、森戸の言葉が 1995 年になって「建学の精神」と呼ばれるようになった、と本書が示しているように読めると、わたしはおもう（なんとも曖昧な書きようだが）。

さて、国立大学法人化のあと、この「建学の精神」はどうなったか。1995 年の「再発見」「再確認」があり、「そのために国立大学法人化に伴い策定した中期目標の冒頭に、『自由で平和な 1 つの大学』という開学以来の精神を継承し、〔中略〕国立大学としての使命を果たす。」と明記することができたのである」と記して、本書著者はこの節を閉じた。「開学以来の精神」と「建学の精神」は本節の趣意ではおなじ「自由で平和な 1 つの大学」という言葉を指しているが、「開学以来の」と「建学の」では言辞としては異なるはずだ。なぜか著者は、それと不問にしている。

なお、なぜかこの節では、「建学の精神」と id とをつなげる話はなかった。広島大学では「建学の精神」であるという森戸の言葉が、大学構成員の id とはならなかったということなのか。べつにそれでもわたしはかまわないが。

---

<sup>22)</sup> 本書著者は「この理念 5 原則制定の経緯を今詳らかにすることはできないが」と本文に記している。広島大学文書館がある広島大学でなぜそうなのか、わたしにはよくわからない。またほんとうは本稿本文に書いておきたかったことをここであげると、「広島大学の場」と題されたこの節で参照、引用された広島大学文書館にかかわる資料であれ文献であれそれは 5 点で、それらは大学の史誌と学長をつとめた人物の著書で法人文書ではない。広島大学文書館にはその「存在をアピールする「目玉」「お宝」でもある」「森戸辰男関係文書」があるという（本書第Ⅱ部第 3 章第 2 節 69 ページ）。そこに「建学の精神」にかんする図書ではなく文書はないのか。本書のどこにもその有無が記されていない。記してないからないんだということか。また著者は森戸を「大学創設者ともいえる」と記していた。



## 大阪大学

さきの本章第2節が本文7ページの紙幅だったのに比べると、「大阪大学の場合」と題された第3節はなんと20ページと3倍弱の量となっている。だからといって内容が充実しているとは感じなかったので「小括」を読めばことたりる。

そのまえに本章第3節第1項に記された「司馬遼太郎の大阪大学観」をみておこう。その作品『花神』（初出1969年）で司馬が「適塾を大阪大学の前身、緒方洪庵を大阪大学の校祖」と記したことをとりあげて、本書著者は、司馬が記したとおりであれば、「適塾で学んだ福沢諭吉は大阪大学の卒業生ということになり、大阪大学は慶応義塾よりも古い歴史を有することになってしまう」と記している。が、それはないだろう。司馬への皮肉としても痛快とはいえない。彦根高等商業学校と滋賀大学経済学部では同窓会が連続しているが、前者を卒業したものを後者の「卒業生」とみるものは、おそらく、たぶん、まちががなく、だれもいないとおもう。

この本書第11章第3節は、大阪大学の「建学の精神」よりも、大学の「源流」のたどられ方の話に紙幅がさかれている。1838年の適塾、さらには1724年の懐徳堂にその「源流」がたどられたりそれらとのつながりで大学の歴史があらわされたりするというのである。ただし、後者との関係は「戦後の蔵書の寄贈」だけで、前者については「人的系譜」がありその「土地・建物を所有している」という。ここでは、「大阪大学がいかにして自らの源流としての懐徳堂・適塾を「発見」していったかについて、大学沿革史を中心素材に検討する」ということで、そうした大学史のあらわし方を本書著者は、大阪帝国大学と大阪大学がそれぞれに刊行した史誌の記述にさぐっていった。

話のまとめとして、「このように自らの歴史を近世まで遡って求めようとする態度は、帝国大学としての歴史の浅さに起因するコンプレックスの裏返しかもしれない。また、大阪という土地の、東京や京都に対する対抗意識の裏返しかもしれない」との感想を述べ、「しかし」と切り返して、「帝国大学でありながら大阪府民や財界の支援によって設置された大阪大学の成り立ちは、大坂町人たちによって設立された懐徳堂の設立や懐徳堂・適塾の自

由な学風とリンクしている。現在の大阪大学が懐徳堂・適塾を自らの精神的源流と位置づけていることは、大学のアイデンティティを確立しようとする意識の反映でもある」との見解も著者は示している。

さて、「発見」と捏造との違いを本書著者は、どう説くのだろうか？。

ところで、大阪大学のばあい、「建学の精神」はどうなのか——『広島大学二十五年史 通史』の場合と異なり、『大阪大学五十年史 通史』の本文には建学の精神について記述してはいない」とのこと（くりかえせば、本書に引用されたかぎりでの『広島大学 25 年史 通史』の記述にも「建学の精神」の語はないのだが）。だが、1983 年刊行の『大阪大学五十年史 部局史』「序文」に総長が記した「大阪大学の建学の精神は、創設時の 3 学部にも明確に示されている」など 12 行にわたる記述を、本書著者は引用し、それをうけて、いつものとおり「このように」に始まる文を記したのだった——「このように山村〔雄一総長〕は、初代総長長岡半太郎による学閥を廃した清新な人事と大阪という地域との密接な結びつきに、大阪大学の建学の精神を求めているのである」ととらえた。

ついで本書著者は、1985 年刊行の『大阪大学五十年史 通史』の「序文」を引用し、それをうけて、「初代総長長岡半太郎による人事を大学の「伝統的精神」として高く評価している」とまとめている。この第 3 節第 6 項では、このあと残りの本文 9 行に、「建学の精神」の語はみえない。

「国立大学に建学の精神はあるのか？」と題された稿を本書に収載するにあたって題目を「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」へとかえた章をたて、その第 3 節が大阪大学の話となった。この節は 6 つの項に分かれ、その第 6 項にだけ「建学の精神」の語が記されている。前節第 2 節での広島大学の話と違って、わずか 1.5 ページほどの第 6 項で著者が用いた「建学の精神」の語の数はたったの 3 つだけで、そのすべてに「 」がついていない<sup>23)</sup>。さきに冒頭だけふれた、本書著者が転載したところの山村総長の「序文」は、じつは意味がとりにくい。あの 12 行を出題文として提示し、この文章を読んで大阪大

---

<sup>23)</sup> 本書第 11 章第 3 節第 6 項のつぎにある同章第 4 節に「建学の精神」の語は 5 つみえ、そのうちの 3 つに「 」がつく。「 」の有無による意味の違いは、やはり、わからない。

学の「建学の精神」について 65 字以内でまとめよ、という試験問題を大阪大学全学部の 1 回生全員に課すとよい。回答は、本書 279 ページにあるさきの引用部分で、「山村は、初代総長長岡半太郎による学閥を廃した清新な人事と大阪という地域との密接な結びつきに、大阪大学の建学の精神を求めている」。正答率はどのくらいになるだろうか？。

ところで、と切りだすのもおかしな気がするのだが、くどくどとくりかえすと、本章の課題は「建学の精神と大学史編纂や大学アーカイブズとの関係について論及する」ことだった。その「建学の精神」が話題となった第 3 節第 6 項で参照、引用された文献は『大阪大学五十年史 通史』と『大阪大学五十年史 部局史』と山村雄一『医学と人間 山村雄一对談・講演・著述集』（クリニックマガジン、1987 年）の 3 冊のみ。大学の刊行物と学長をつとめた人物の著書が Da にあってもよいが、これら図書は、本来であれば図書館にあるべきものではないか。べつに言えば、Da がなければ、Da になれば、当然のこと図書館の蔵書となっている、なっていないなければならない図書である。大阪大学の「建学の精神」をたどるとき、Da は必要ない。Da を活用しておこなうべき作業は、大学の史誌の記述を、その原資料にさかのぼって確認したり検討したりすることのはずで、それは本書では、まったく、おこなわれていない。刊行された史誌でかたづくのであれば、ますます Da は、いらない。

本書第Ⅲ部第 11 章の最終節は「4. おわりに—大学アーカイブズの必要性と意義」となっている。ここに、広島大学と大阪大学に「共通する点を指摘」すること。それは、第 1 に、両大学ともに「斯界の著名人を初代学長・総長にいただいたという点で〔中略〕いずれも特色ある大学運営を実践し、そしてそれがいわば「建学の精神」となっていること」、第 2 に「「建学の精神」が形成されるに当たっては初代学長・総長の影響は大きかったが、唯単に彼らの個性に依拠するのではなく、大学の創設の経緯、特に地域社会との関係を反映していること」、第 3 に「「建学の精神」を「発見」するに当たっては、〔中略〕年史編纂が大きな役割を果たしたこと」という。第 3 の点にかかわって著者は、「年史の意義と効用の 1 つに、建学の精神の発見とそのことを通じてのアイデンティティの形成ということをつけ加えることができるのではなかろうか」と述べ、だから、ということなのだろう、

「そしてこのことは、時限的な年史編纂室だけでなく、恒久的に大学資料を収集・整理・保存・公開する大学アーカイブズが必要になってきていることを示している」とまとめた（大学資料にアクセスできる Da、と記したほうがよかったのでは?）。布教の使徒にふさわしい文言である。

このあとにつづく 5 行の文章は、初出稿にはなかった本書での追記である。全文を引用しよう——「大学のアイデンティティ形成に大学アーカイブズは必要不可欠なのである。なお、注意しておかなければならないのは、アーカイブズが大学のアイデンティティを提示するのではないことである。アーカイブズ所蔵資料を用いて、大学構成員自らが自らのアイデンティティを形成するのである。アーカイブズはアイデンティティ形成の場なのである」。

本書はこの第Ⅲ部第 11 章第 4 節「おわりに」をもって本文が終わる。この節の副題が「大学アーカイブズの必要性と意義」となっているところからすると、第 4 節が本書全体にしめる位置はけしてちいさくはないだろう。本書著者自身が「「序章」はあるのに、「終章」はないという構成上の欠陥もある」（「あとがき」289 ページ）との自覚をみせるのだからなおさら、本書本文掉尾のこの節は重要となるはずだ。だがここがどうにも論じにくいのだ。

### わからん①「あるのか？」

本書第 11 章をきちんと問うためにくどいくりかえしとなるが、本章の初出稿原題をあげよう——それは「国立大学に建学の精神はあるのか?—広島大学、大阪大学の場合」。まず、やはり、いうべきことはいうこととして、「建学の精神」に「 」ありとなしがあって、その意味が明示されず読みとることもできない記述は、文章を綴るものとして失格である。本書全体、せめて章ごとでの統一や使い分けは必要だ。

つぎ——「あるのか？」という問いは、だれにむけられたのだろう。べつにいえば、だれが答えるべき問いなのか。本書著者は、それがあつかないかわからなかった。だから「あるのか？」とみずからに問い、調べてみて調べてみて……どうだったのかが本章の話ということなのか。本章初出稿の発表が 2008 年で、このとき著者は大阪大学にうつってすくな

くとも1年あまりは過ぎていたころとなる。前任校のそして異動先となったところに「建学の精神」があるかないかは、すでにわかっていただろう。するとこれは、読者にむけて（あるいは学界とか論壇とかにむけてか？）、あるとおもうのか？、と問うたのか。

だが、やはりどうにも、「あるのか？」との問い方がおかしい。理由は単純で、この問いは現在のように尋ねているのだから、いま探せばあるかないかはわかるだろうというものだ<sup>24)</sup>。くりかえせば、著者は第11章第1節「はじめに」で、法人化以降の国立大学法人は「建学の精神や理念といったものを明記している」というのだから、これは本書著者の記したところにしたがえば、ある、のだ。国立大学法人にも「建学の精神」があり、それを本書第10章の題目に示すとおり、「大学史編纂・大学アーカイブズ」とつなげて論じるには、どうすればよいか？。

## わからん②「大学史編纂・大学アーカイブズ」

そのまえに——「大学史編纂」と「大学アーカイブズ」とを、「・」でつなぐと、そこになにがあらわれているのか、なにを指すこととなるのか。それというのも、すでにみてきたとおり本書著者は、「大学史」と「大学アーカイブズ」とは、似て非なるもの「大学アーカイブズと大学史活動機関（拠点）とは、別の概念で捉えた方がよい」「大学史活動」と「大学アーカイブズ」の活動とは〔中略〕全く同一のものではないのである」と、本書第Ⅱ部第2章にいくどもいいかえて記していたのだから（正確にいうと、「似て非なるもの

---

<sup>24)</sup> 本来は著者が示すべきこととおもうが、念のため、いちおう、広島大学と大阪大学のホームページをみた（2015年8月31日）。広島大学のホームページでトップページ>大学案内>基本理念とたどると「広島大学基本理念」があり、そこに「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たします」と記してあった。いまも「建学の精神」があるのだ（と書いてみて、「建学の精神」がある、とはなにかしらおかしい表現だとおもった）。また「基本理念」とならんで「アイデンティティ」と題された項目があり、そこには「学章・大学歌・大学旗」「コミュニケーションマーク」がみえる。大阪大学のホームページではトップページ>大学案内>大阪大学の歴史とたどってみてもそこに「建学の精神」の記載はなく、大阪大学憲章のページにもその語はみえなかった。あるか？と問われたら、大阪大学にはいま「建学の精神」はない、となるか。やはり「建学の精神」はない、とはおかしい表現だ。「建学の精神」とは、あるかないかではなく、つくられたか否か、広島大学のように、継承しているかどうか、と問うべきではないか。

ではないかという印象を持っている」ととても曖昧な記述なのだが。くわえて、厳密に言えば、「大学史」と「大学アーカイブズ」は似てもいないはず。だって前者は大学の歴史、後者は大学にある「文書館等の保存利用施設」なのだから、まるで「ソレは「チガウ！」」。

ここでは異なる両者を並置した記述としたということか。それでもやはり、前者は業務で後者は施設なのだから、どうにもならびたないはずだ。では、「大学史編纂・大学アーカイブズ業務」とすればおちつくか、いや、本章の内容からすると「史」の語に、記された歴史との意味をもたせて、「大学史・大学アーカイブズ」でよいか……。

本書著者のいったところをここにまとめると、「大学史編纂」とは、「大学史」なり「大学沿革史」を執筆し編集するために必要な文書や記録を調査、収集し、史誌を刊行することで、ばあいによっては、その後に、収集した資料をあらためて整理し、保存し、公開する業務をいい、Daとは「親組織」である大学の「法人文書」を集積する「機関アーカイブズ」と、大学のおこなうとくに「教育研究」にかかわる資料を収集する「収集アーカイブズ」との双方の機能をもつ「トータルアーカイブズ」であるということだ。

### わからん③「考察する」

ほんとうの問いは、ちょっと調べればすぐにあるかないかわかるはずの、「国立大学に建学の精神や理念はあるのであろうか？」ではなく、また初出稿原題のとおりでもなく、法人化以降、「国立大学は、建学の理念や精神といったものを明記している。これらの大学は、法人化とともに突然理念を制定したのであろうか」でなければならない。つづけて、「なかにはそのような大学が存在するかもしれないが、歴史的経緯の中で大学の建学の精神・理念を「発見」し、「形成」していった大学も存在する」というのだから（以下、章題にあわせて「建学の精神」に統一する）、ここでは国立大学の「建学の精神」は、①法人化とともに「制定」、②「発見」、③「形成」した、いずれかになるわけで、①はどのように、②③はいつ、どのように、と探究がすすみ、さて本章では、広島大学と大阪大学の「場合」、①②③のいずれとなるか、それを「大学史編纂」や「大学アーカイブズ」を「活用」して明らかにしよう、という問いが掲げられたはずなのである。

だがすでにみたとおり、そうした論述もお話もここにはなかった、あるいは、とてもとても不十分だったといわざるを得ない。本書著者はいったい、第11章でなにを「考察」したというのだろう。広島大学の「建学の精神」は前記①②③のどれとなるのか、「大阪大学の場合」はどうなのか、わたし以外の読者はわかったのだろうか。

たとえば、「広島大学の場合」を「考察」したはずの第11章第2節には、(a)「大学の目標が示され、建学の精神となっていた」、(b)「大学の理念が提示された」、(c)「このように広島大学において「建学の精神」たるものが存在する」、(d)「「建学の精神」は、次第に人々から忘れ去られていった」、(e)「新制大学発足時の「建学の精神」を振り返り」、(f)「この当時の大学改革案作成においては、森戸が指摘したような新制大学発足時の「建学の精神」を踏まえた大学改革という発想はなかった」、(g)「「建学の精神」を「発見」し、再評価していったのは、大学改革案策定作業ではなく、大学史編纂活動においてであった」、(h)「広島大学の建学の精神・理念についてこのように記述されている」、(i)「森戸による「建学の精神」は人々の目に容易に触れることが可能になった」、(j)「制定された理念は、以下のとおり」、(k)「初代学長森戸辰男と彼による広島大学の「建学の精神」は、原田によって「再発見」されていった」、(l)「こうして広島大学は、建学の精神や理念について再確認していった」という記述がある。それぞれいつのことか？。

回答案——(a)1950年11月5日。ただし「なっていた」という推移がいつかを確定することは困難。(b)1951年11月5日。ただし「森戸三原則と呼ばれる」のはのちのこととしても、このとき「広島大学の理念が提示された」のかどうかは曖昧。(c)1952年時点?!。(d)1963年を始まりとする。(e)1970年。(f)1970年前後。(g)1977年から1979年にかけて。だがこれは「刊行」のときであって、調査、執筆、編集の時期に「発見」したとするともっとさかのぼるか?!。(h)「記述されている」図書の刊行は1979年。(i)おそらく1979年以降。(j)1995年。(k)1995年か。しかし「初代学長森戸辰男と彼による」というその時期は不明。引用部分の直前に「原田学長のこの理念にかける思い」との記述はあるが「精神」についてはない。(l)1995年となるのか?。ただし「再確認していった」という推移がいつかを確定することはできない。

このわたしの回答案は正解だろうか？。また、この第 2 節には「形成」の語はなく、「建学の精神」をめぐるのは「発見」（1977 年～1979 年。さらにそれ以前？）、「再発見」（1995 年）と記されていた（「理念」は「制定」）。

「発見」とは、「まだ知られていなかったものを、はじめて見つけ出すこと」をいうようだ（『広辞苑』第 6 版）。そうすると「広島大学の場合」、その「建学の精神」は、大学史刊行の 1977 年から 1979 年にかけて（あるいはそれよりも数年さかのぼった時期）に「はじめて見つけ出」され、ただし、それ以前にもあったのだが「まだ知られていなかった」、そして、なぜかまた「知られていな」くなり、1995 年に、ふたたび「見つけ出」されたということなのか。知られていなくても、それが実在しなければ発見も再発見もできない。もちろん本書はそうした話にはなっていない。さきの「建学の精神」をめぐる(a)(c)(d)(e)(f)(g)の記述はみな、おかしいはずだ。なかったものあらたにつくれば創出、ないはずのものをあたかもあったかのようにつくってしまえば、それは捏造。もともとないものを、初めてみつけることは、だれにもできない。

「大阪大学の場合」はもっとかんたん楽ちん。1983 年刊行の『大阪大学五十年史 部局史』「序文」に総長が記した「大阪大学の建学の精神は、創設時の 3 学部に明確に示されている」としか本書著者はあげていないのだから。大阪大学の「建学の精神」は、「制定」「発見」「形成」のいずれでもなく、1983 年発行の大学史に記述がある、となる。それは、史誌を手にとれば、ページをめくれば、みれば、かんたんにわかる事実だった。

だが、すでにみたとおり、本章第 4 節で著者が指摘した 3 点（両大学に共通する点）のうち第 3 は、「この「建学の精神」を「発見」するに当っては、広島大学二十五年史編纂、大阪大学五十年史編纂といった、年史編纂室を設置して専従のスタッフを置いた本格的な年史編纂が大きな役割を果たしたこと」をあげたのだから、やはり「大阪大学の場合」も「発見」だったのか。では、だれかが初めてみつけたそれは、いつからあったのか。本章第 3 節で「建学の精神」の語が登場する第 6 項に「制定」の語はなく、「発見」「形成」の語はある。ただし、「現代の大阪大学が掲げている 3 つのキーワード」について記した文中でそれらの語は使用されている。



なんだかよくわからん。

#### わからん④「大学アーカイブズ」

「建学の精神」について「広島大学の場合」も「大阪大学の場合」も、これまでの図書館（大学附属図書館なら充分、それぞれの県立図書館でもかなりいける）があれば、とりたてて Da がなくてもそう困りはしないことはすでに書いた。それは、「カープと広島大学との関係」についてもおなじだった。第 10 章と第 11 章がくくられた第Ⅲ部の題目「大学アーカイブズの活用」は、おもいきり羊頭狗肉だったことになる。第 10 章の題目「アーカイブズを利用しよう」と勧める「利用」も、それよりもさらに上位におかれた「活用」も、ともに著者自身によって裏切られてしまったこととなる。

だがよくよくみると、第 11 章第 1 節の末尾には、「本章では、広島大学と大阪大学の場合について考察する」と記したその後、「そのうえで、建学の精神と大学史編纂や大学アーカイブズとの関係について論及する」とあった。「論及」とは「論じてその事に言い及ぶこと」であって、「物の理を論じきわめること」の「論究」とは異なる。もともと論のない本書では、「その事に言い及ぶ」ていどとなるか。旧稿を本書に収載するにあたってあらためてつけられた章題にある「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」はその「関係」にいいおよぶとの謂だった。ここにくりかえせば、第 11 章最終節の副題は「大学アーカイブズの必要性と意義」とあり、本書著者は本書本文掉尾においたこの節で、その話をしておくとの姿勢をみせたわけだ。

最終節の副題に「大学史編纂」がみえない理由は、もちろん「年史編纂が大きな役割を果たした」のだが、これまたさきにもみたとおり、「時限的な年史編纂室だけでなく、恒久的に大学資料を収集・整理・保存・公開する大学アーカイブズが必要になってきていること」をいいたてたいからとなる。

「年史の意義と効用の 1 つに、建学の精神の発見とそのことを通じてのアイデンティティの形成ということを付け加えることができるのではなかろうか」とは、相変わらずもまどろっこしい記述で、著者は、いったいどのように、「建学の精神の発見とそのことを通じ

でのアイデンティティの形成」を議論したのだろうか。すぐにつづけて、「国立大学が法人化し個性化が求められている現在、年史をはじめとして大学の歴史に学ぶ意義は、ますます大きくなっていると考えられる」と本書著者がいうのだから、ここでは、id とはたんなる「個性化」にとどまらず、「大学の歴史に学」んで得られる、なにものか、となろう。それはなにか、本書の話には登場しない。

初出稿にはなかった 5 行が、すでにみたとおり追記されても、その不足は解消されていない。「大学のアイデンティティ形成に大学アーカイブズは必要不可欠なのである」と追記されたが、では、Da がない大学にはその id はないのか？。注意すべきこととして、「アーカイブズが大学のアイデンティティを提示するのではない」と記し、「アーカイブズ所蔵資料を用いて、大学構成員自らが自らのアイデンティティを形成するのである」というが、では、それがなにかはわからないものの、はたして id とは大学を構成するだれもが形成しなくてはならないなにかなのか？、史料を用いて id とはなにかを考えるのではなく、それを形成することが Da の利用や活用ということなのか？。「大学アーカイブズの必要性と意義」というとき、それは id 形成に必要であり、そこにこそ Da の意義があるということなのか。そしてやはり、こうした話に登場する id とはなにかが示されるべきではなかったか。

大学を構成する一員である著者が、大学に勤務し実務を遂げるなかでまとめ、大学出版会が刊行した本がこうもよくわからない出来であるとき、これで大学のアカウントビリティを果たしているのかどうか、よくよく考えたほうがよいと、わたしはおもう。

### 「世界」の終わりに

本書『大学アーカイブズの世界』の本文末尾はつぎの一文（これは初出稿にはなかった）だった——なお、本書の叙述のために用いた資料のほとんどは、広島大学附属図書館および大阪大学附属図書館において、一般の利用に供されている。いやまちがえた。附属図書館ではなかった。広島大学文書館および大阪大学アーカイブズだった。もう 1 つ、本書ではなく「本章」だった。でも両大学の附属図書館でもここにいう「資料のほとんど」はみられるはず。まちがってはいないかも。

## 倒立した「世界」

「世界」というからには、そこには可視か不可視かはべつとして、なにかしらの仕組みや構造があるものだとわたしはおもっていた。それを解明することが、「世界」とむきあう探究者の課題であり、そこに醍醐の味があると、わたしはおもっていた。

茫漠とただただひろがるばかりの空間に太陽があるかどうかどうもわからず、日出の少しまえなのか日没の直後なのかそこには薄明が満ちている。暗所視の能力をもっている、そこを見極めることができない——と「世界」の言葉につきあってみたが、それはこのへんでお終いにして、なぜ本書の「世界」をわたしが理解できなかったのかを考えてみよう。

Da が国立大学の機関であるかぎり、それは幾重もの制約をうけることとなる。制約の話が適切でなければ、その業務、活動、予算、人員がかぎられているといいなおそう。大学がさだめる規程、規則、内規が Da を規定し、公文書管理法などの関係法がそれらをまたかたちづくっている。こうしたとき、Da にかかわる法や大学の計画、目標、意図からそれを説き起こすことは適切で自然であるかもしれないが、わたしには、大学人が目のまえにしている1枚の文書や1冊の本、1点の記録から始まるのではない本書の話は、逆立ちしているとみえた。id や ac もそう。大学への政府から、政治から、社会からの要請としてそれらがあるから、生き残りをかけて、税金の見返りとしてそれらがもとめられているから、大学のなかの施設とそれらを結びつけるとき、図書館でもなければ総務課でもない、広報課では弱いとなると、文書と記録が集積し資料を収集する Da がその管掌によいというていで、Da と id や ac が連結されたにすぎないようにみえてしまう。かつて大学の自己評価、自己点検と Da がつながらなかったとの現在の評価とおなじように、こののちの評価で大学の id や ac の機関としての Da は不可をつけられるかもしれない。「大学アーカイブズの世界」と主題を掲げた本書で、まったくといってよいほど id が ac 論じられていないのだから。わたしの読んだかぎりでは、ここにいう id と ac は「大学アーカイブズの世界」を開く鍵ではなかった。

そしてこれでは、大学そのものをみずから問えないこととなると危惧する。本書にいう

Da はまるで大学の広報窓口のようにみえてしまう。聞かれたことに答え、大学の個性を発信し、希望があればその歴史もみせてあげる、そうした施設が Da であるようにみえる。

本書著者が、やはり先行研究を参照して、「文書記録の保存公開という理念を提示したことととみに有名である」<sup>25)</sup>と高く評価する（一般にも高く評価されている?）、「文書館のコンセプトの3つの《み》」をとりあげた（43ページ）。それは、「みずからが…」「みずからの…」「みんなの…」ために、「みらい（未来）に…」向けての」とのこと（わたしには4つあるとみえるが老眼ゆえか?）。これだけでは、「みんな」とは、「みずから」のそれなのか、「みずから」以外もふくむそれなのか不明。曖昧な「みんな」を提示して、そのために「保存公開」との「理念」を掲げることは、どうにも胡散臭い<sup>26)</sup>。「みんな」などと不明瞭に名指しされるなにものかは、わたし（たち）のことなど気にしないこともある。自分たちで自己点検をおこない、それを、より望ましい自分たちの将来へとつなげてゆくことで、だれかの、なにかしらへとつながってゆく、くらいでよいとわたしはおもう。そうした自己点検に Da がある、役立つ、機能する、だからそれを利用しよう、活用しようというのであれば、よくわかる。

わたしが歴史学を学んでこころ動かされた点は、歴史を知るところにとどまらず、歴史の見方や知り方も考え方も問い、歴史学という知そのものをも問い直そうとする構えがあることだった。おしまい。

---

25) 「とみに」とは「急に。にわかに」「しきりに」の意で「古くは下に否定を伴う場合が多い」とのこと（『広辞苑』第6版）。「つとに」としたほうがよくはないか（その意味は「朝早く」ではなく「早くから。以前から」で用例に「——知られていた」がある。『広辞苑』第6版）。

26) 本書著者が参照した「三つの《み》」も「みずから」は1つであることを自明視したうえで提唱だった。どうしてそうみなせるのかの説明はない。なお3つとは①「みずからが…」「みずからの」②「あまねく「みんなの…」ために」③「遠く「みらい（未来）に…」向けて」だった。参照された稿は1970年代の勢いを1990年代までひきづった文章にみえた。